

産業廃棄物の適正処理のために ～適正処理の手引き～

令和7年12月

宮城県環境生活部廃棄物対策課

このパンフレットはインターネットで御覧になれます。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/haisyutu-tebiki.html>

目次

廃棄物処理法と廃棄物の種類	1
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的	1
2 廃棄物の区分	1
2-1 事業系廃棄物の種類と具体例	3
2-2 特別管理産業廃棄物の種類と具体例	4
2-3 特別管理一般廃棄物の種類と具体例	5
2-4 感染性廃棄物の判断フロー	6
2-5 廃石綿又は石綿含有産業廃棄物	7
2-6 廃水銀等、水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物	8
2-7 特別管理産業廃棄物の判定基準	11
排出事業者関係	12
3 廃棄物排出事業者の責務	12
3-1 排出事業者の責務	12
3-2 産業廃棄物の処理	13
4 委託の基準	14
4-1 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準	14
4-2 産業廃棄物の処理を委託できる者	16
4-3 処理委託後の処理状況確認の努力義務	17
5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）	18
5-1 産業廃棄物管理票制度	18
5-2 マニフェスト交付者の講ずべき措置	19
5-3 電子マニフェスト制度	21
6 建設工事で生ずる産業廃棄物について	22
6-1 元請業者の排出事業者責任	22
6-2 建設工事に伴い生ずる廃棄物の下請負人による運搬に関する特例	22
6-3 事業場外保管の届出	22
6-4 建設リサイクル法について	23
6-5 建設汚泥の再生利用について	23
6-6 アスベスト（石綿）を含む廃棄物について	23
6-7 その他の資料	24
7 報告の義務	25
7-1 産業廃棄物管理票交付等状況報告	25
7-2 多量排出事業者等の処理計画等	25
7-3 産業廃棄物処理実績報告	25
7-4 みやぎ産廃報告ネット	25
7-5 P C B廃棄物保管状況届出について	26
8 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定制度	26
9 その他の排出事業者の責務	27
9-1 帳簿の記載	27
9-2 産業廃棄物処理責任者の設置	27

9－3 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	28
10 適正化条例に基づく責務	29
10－1 産業廃棄物管理責任者の設置	29
10－2 委託先の確認	29
10－3 委託業者による処理が適正に行われていない場合の対応	29
10－4 産業廃棄物の性状の確認	29
産業廃棄物の処理基準	30
11 産業廃棄物の処理基準	30
11－1 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管の基準	30
11－2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬の基準	33
11－3 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分の基準	37
産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処分業許可手続き	52
12 産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処分業許可手続き	52
処理施設関係	53
13 産業廃棄物処理施設	53
13－1 産業廃棄物処理施設設置の許可	53
13－2 産業廃棄物処理施設の設置手続き及び許可基準	54
13－3 施設の技術上の基準、維持管理基準	54
13－4 定期検査	55
13－5 変更、承継、廃止等の諸手続き	55
13－6 記録の公表・閲覧	57
13－7 技術管理者	59
13－8 熱回収施設の認定	59
13－9 移動式産業廃棄物処理施設の設置許可	59
処理業関係	61
14 産業廃棄物処理業の許可	61
14－1 産業廃棄物処理業	61
14－2 産業廃棄物処理業等の許可基準	62
14－3 優良産業廃棄物処理業者認定制度	65
15 産業廃棄物処理業者の義務	66
15－1 産業廃棄物処理基準の遵守	66
15－2 特別管理産業廃棄物処理基準の遵守	66
15－3 産業廃棄物処理業に関する諸手続き	66
15－4 産業廃棄物管理票の適切な運用	68
15－5 処理困難通知	68
15－6 産業廃棄物処理の再委託禁止	68
15－7 名義貸しの禁止	69
15－8 帳簿の記載	69
15－9 処理実績・保管状況の報告	70
15－10 特別管理産業廃棄物処理業者等の特例	70
指導・行政処分・罰則	71
16 報告の徴収・立入検査	71

1 7 行政処分	71
1 7-1 改善命令	71
1 7-2 措置命令	71
1 7-3 収集運搬業、処分業の許可取り消し	72
1 8 投棄禁止と焼却禁止	73
1 8-1 投棄禁止	73
1 8-2 焚却禁止	73
1 9 罰則	74
その他	75
2 0 産業廃棄物税	75
2 1 排出事業者向出前講座について	76
2 2 有害使用済機器（通称「雑品スクラップ」）について	77
2 3 関係法令	78

当パンフレットで使用する略語

「法」	：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
「令」	：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）
「規則」	：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）
「施行条例」	：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第44号）
「施行細則」	：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和53年宮城県規則第7号）
「適正化条例」	：産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成17年宮城県条例第151号）
「適正化条例施行規則」	：産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則（平成18年宮城県規則第37号）
「要綱」	：産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号）

廃棄物処理法に基づく規制についてご不明な点がありましたら、下記関係機関にお問合せください。

なお、排出事業場の所在地が仙台市である場合は仙台市の担当部署にお問合せください。

◎宮城県産業廃棄物行政関係機関一覧

担当公所	郵便番号・住所	電話	所管区域
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒989-1243 大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、村田町 、柴田町、川崎町、丸森町
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒985-0003 塩竈市北浜4-8-15	022-363-5501	塩竈市、多賀城市、富谷市、 松島町、七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村
仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所 (塩釜保健所岩沼支所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒989-2432 岩沼市中央3-1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亘理町、 山元町
北部保健福祉事務所 (大崎保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
東部保健福祉事務所 (石巻保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5丁目7番地 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市、登米市、東松島市、 女川町
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所) 環境衛生部環境廃棄物班	〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
宮城県環境生活部 廃棄物対策課 指導班 不法投棄対策班 施設班	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2463 022-211-2467 022-211-2648	事業者指導等について 不法投棄対策等について 廃棄物処理業の許可等について

◎仙台市内の行政担当機関

仙台市環境局資源循環部事業ごみ減量課 事業係 (022-214-8235) 施設係 (022-214-8236)

仙台市青葉区二日町6番12号 二日町第二仮庁舎 (MSビル二日町)

【改訂履歴】

主な改訂履歴は次のとおりです。

改訂年月	内容
平成31年3月	廃棄物処理法施行令等改正（水銀廃棄物関係）に伴うもの
令和元年5月	一般社団法人宮城県産業廃棄物協会⇒一般社団法人宮城県産業資源循環協会に名称変更
令和2年12月	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年廃棄物処理法等改正に伴う内容追加（14-2 欠格要件） ○平成29年法改正に伴う内容追加 <ul style="list-style-type: none"> ・8 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定制度 ○ホームページでの掲載内容との整合 <ul style="list-style-type: none"> ・2-6 廃水銀等、水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物 ・5-2 管理票交付者の講ずべき措置 ・9-1 帳簿の記載 ・13-8 熱回収施設の認定 ・13-9 移動式産業廃棄物処理施設の設置許可 ・14-3 優良産業廃棄物処理業者認定制度 ・15-8 帳簿の記載 ○その他文言の整理
令和5年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県環境生活部循環型社会推進課⇒宮城県環境生活部廃棄物対策課に名称変更 ○その他文言の整理
令和7年12月	<ul style="list-style-type: none"> ○岩沼支所⇒岩沼地域事務所に名称変更 ○仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課⇒仙台市環境局資源循環部事業ごみ減量課に名称変更 ○2-6 廃水銀等、水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物について、廃棄物処理法施行規則改正（水銀廃棄物関係）に伴うもの ○4-1 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準について、廃棄物データシート（WDS）の活用について追記 ○6-3 事業場外保管について、積替え・処分のための保管上限を記載 ○12 産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処分業許可手続きについて、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱の改正による変更 ○14-2 産業廃棄物処理業等の許可委基準について、刑法改正に伴い禁錮刑⇒拘禁刑に変更 ○15-6 産業廃棄物処理の再委託禁止について追記 ○19 罰則について、刑法改正に伴い禁錮刑⇒拘禁刑に変更 ○21 メルマガジン及び出前講座について、メルマガ・さんぽいRの廃止により記載を削除 ○23 関係法令について、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行、土砂条例の廃止に伴うもの ○その他文言の整理

廃棄物処理法と廃棄物の種類

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的

この法律は廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています（法第1条）。

この法律の他に県の施行条例・施行細則、適正化条例・適正化条例施行規則、要綱が制定されています。条例等は廃棄物対策課ホームページ上でもご確認いただけます。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/reiki-index.html>

2 廃棄物の区分

廃棄物処理法において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます（法第2条）。

一般廃棄物は産業廃棄物以外のものをいい、産業廃棄物は事業活動から生ずる廃棄物で表2-1に示す20種類が規定されています。輸入された廃棄物については、産業廃棄物になります。

さらに、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものは「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」として区分され、一般廃棄物や産業廃棄物とは異なる処理基準が適用されます。

●次に掲げるものは、法の対象となる廃棄物には該当しません。

- ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って発生する土砂その他これに類するもの。
- ・漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近で排出したもの。
- ・土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。
- ・放射性物質及びこれによって汚染された物（放射性物質汚染対処特措法等に基づき法の対象となる場合があります。）

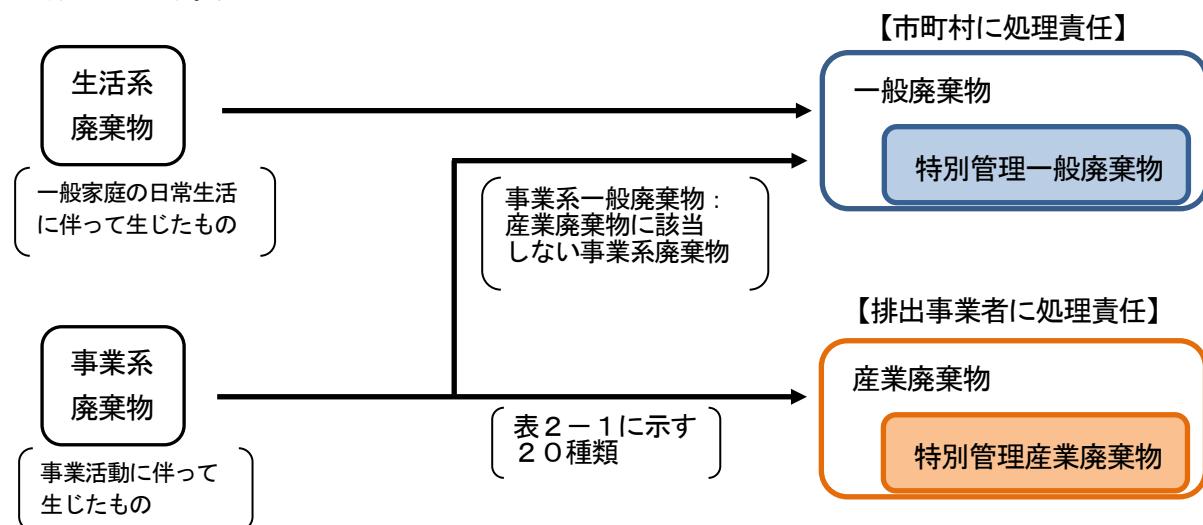


図2-1 廃棄物の区分

総合判断説

「自己利用」（占有者が自ら利用する場合）や「有償譲渡」（他人に有償で譲渡する場合）は廃棄物ではありませんが、これらに該当するか否かは、①その物の性状、②排出の状況、③通常の取扱い形態、④取引価値の有無及び⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものとされています（「総合判断説」）。その上で、適正な自己利用や有償譲渡が認められない場合は、廃棄物の処理として取扱うこととなります。

①物の性状

利用の用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。例えば、土壤の汚染に係る環境基準等を満足すること、JIS規格等に適合していること等。

②排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

③通常の取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

④取引価値の有無

占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること等。

⑤占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。

2-1 事業系廃棄物の種類と具体例

法で定める産業廃棄物は表2-1のとおりです（令第2条）。

表2-1 事業系廃棄物の種類と具体例

産業廃棄物		産業廃棄物の種類	内 容
全ての業種にかかる産業廃棄物	燃え殻	焼却残灰、石炭がら、灰かす、炉清掃物等	
	汚泥	製造業、廃水処理等で生ずる全ての泥状のものであって有機性・無機性のものの全ての汚泥	
	廃油	溶剤、鉱物性油、動植物性油脂等全ての廃油	
	廃酸	全ての酸性廃液	
	廃アルカリ	全てのアルカリ性廃液	
	廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、ビニールシートくず等、高分子系化合物に係る全ての廃プラスチック類	
	ゴムくず	天然ゴムのくず	
	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等全ての金属及び金属製品のくず	
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器、レンガ及び石膏ボードのくず、コンクリートくず（工作物の新築・改築又は除去に伴い生じたものを除く。）	
	鉱さい	電気炉等の鉱さい、廃鉄物砂、高炉、平炉、転炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす	
業種限定のある産業廃棄物	がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずるアスファルトコンクリート及びコンクリートの破片、レンガ等の破片	
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
	紙くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本・印刷物加工業の紙くず	
	木くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業、貨物物流に使用したパレットの木くず（※貨物物流に使用した木製パレットは業種限定なし）	
	繊維くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、製糸、紡績、織物業等の天然繊維くず	
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業の原料として使用した動植物に係る固形状の不要物	
	動物系固形不要物	と畜場で、とさつ・解体又は食鳥処理場で食鳥処理して不要となった牛、豚、鳥等の肉片、骨、内臓等	
	家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿	
	家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体	
	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの		
一般廃棄物 事業系	輸入された廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く）		
	産業廃棄物以外の廃棄物	事務所、商店、オフィス等から排出される紙くず、梱包に使った木くず、ダンボール、茶がら等の雑ごみ 飲食店、従業員食堂から排出される残飯、厨芥類 卸小売業から排出される野菜くず、魚介類等 輸入された廃棄物のうち航行廃棄物及び携帯廃棄物	

2-2 特別管理産業廃棄物の種類と具体例

法で定める特別管理産業廃棄物は表2-2のとおりです（令第2条の4）。

表2-2 特別管理産業廃棄物の種類と具体例

種類	内容
廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類（タールピッチ類及びその他の廃油を除く。引火点70℃未満のもの。）
廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸
廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	感染性病原体を含む又はそのおそれのある、輸入された廃棄物及び医療機関等（下記の施設）から排出される血液、使用済みの注射針などの産業廃棄物 ア. 病院 イ. 診療所 ウ. 衛生検査所 エ. 介護老人保健施設 オ. 介護医療院 カ. 助産所、動物の診療施設及び試験研究所（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。）
特定有害産業廃棄物	<p>①廃ポリ塩化ビフェニル（以下「ポリ塩化ビフェニル」を「P C B」という。）等 ②P C B汚染物 ③P C B処理物</p> <p>①廃P C B及びP C Bを含む廃油 ②・P C Bが染み込んだ汚泥、木くず、纖維くず ・P C Bが塗布され、又は染み込んだ紙くず ・P C Bが付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず ・P C Bが付着した陶磁器くず、がれき類 ③廃P C B等又はP C B汚染物を処分するために処理したもの（規則で定める基準に適合しないもの）</p> <p>廃水銀等（処分するために処理したものと含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 廃水銀等を処分するために処理したもの（規則で定める基準に適合しないもの） <p>廃石綿等</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿 石綿含有保温剤及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿等 <p>指定下水汚泥</p> <p>下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥</p> <p>鉱さい*</p> <p>重金属等を一定濃度を超えて含むもの。</p> <p>燃え殻*</p> <p>重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの。</p> <p>ばいじん*</p> <p>重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの。</p> <p>廃油*</p> <p>有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの。</p> <p>汚泥、廃酸又は廃アルカリ*</p> <p>重金属等、P C B、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの。</p>

備考 1 これらの廃棄物を処分するために処理したものも特別管理産業廃棄物に該当する。

2 *印：排出元の指定あり

3 濃度の基準は廃棄物処理法施行規則及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（判定基準省令）に定める基準参照

詳細は、環境省ホームページ「特別管理廃棄物規制の概要」をご参照ください。

URL http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/index.html

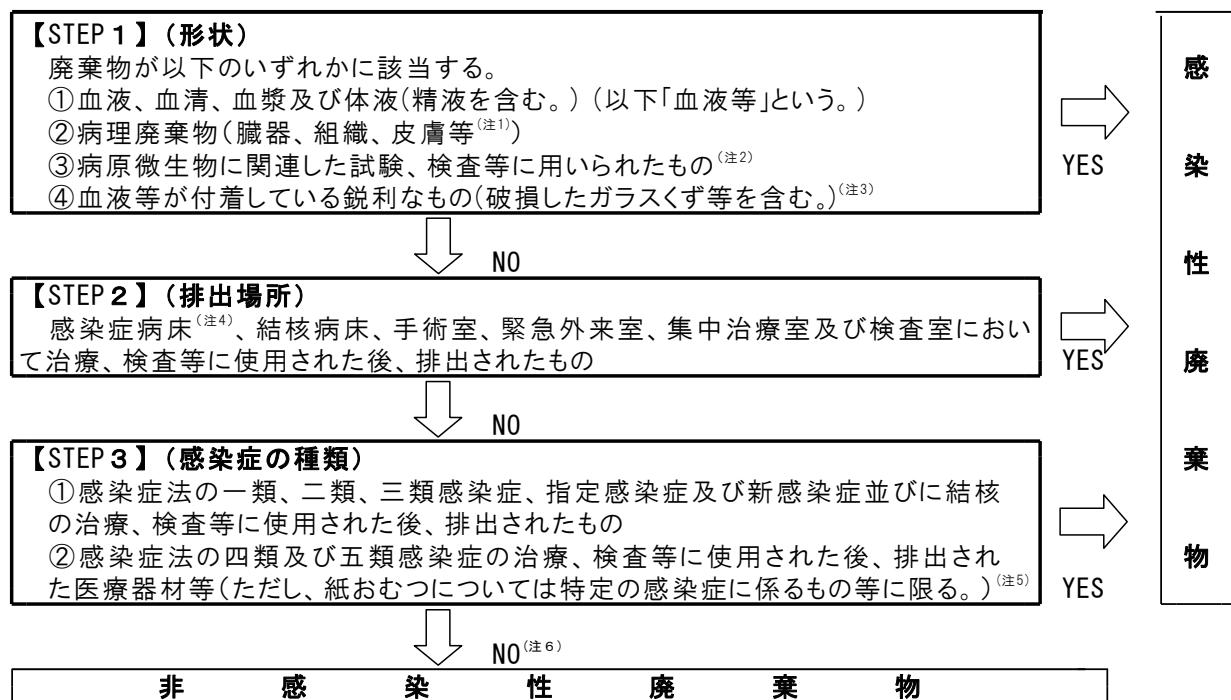
2-3 特別管理一般廃棄物の種類と具体例

法に定める特別管理一般廃棄物は以下のとおりです（令第1条）。

表2-3 特別管理一般廃棄物の種類と具体例

種類	内容
PCBを使用した部品	一般廃棄物である廃エアコン・テレビ・電子レンジから取り出されたPCB使用部品
①廃水銀 ②廃水銀処理物	① 水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した水銀 ② ①を処分するために処理したもの（規則で定める基準に適合しないもの）
ばいじん 燃え殻 汚泥	① 1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m ² 以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん装置で捕集されたばいじん ② ①に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（当該廃棄物を溶融固化、焼成、セメント固化、薬剤処理等により処分又は再生したもの以外のもの） ③ 廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設）から生じたばいじん又は燃え殻（ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの。特別管理産業廃棄物を除く） ④ ③に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの） ⑤ 廃棄物焼却炉である特定施設（廃ガス洗浄施設等を有するもの）から生じた汚泥であってダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの（特別管理産業廃棄物を除く） ⑥ ⑤に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（ダイオキシン類の量が3ng-TEQ/gを超えるもの。特別管理産業廃棄物を除く）
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される血液等の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物

2-4 感染性廃棄物の判断フロー



(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)

(注1) ホルマリン漬臓器等を含む。

(注2) 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイヤル等

(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等
なお、インフルエンザ、麻疹、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していないければ感染性廃棄物ではない。

(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるよう、梱包容器には全国共通のマークを付けるものとし、図2-2のようなバイオハザードマークを推奨しています。また取扱者に廃棄物の種類が判別できるようにするために、性状に応じて色を分けることが望ましいとしています。

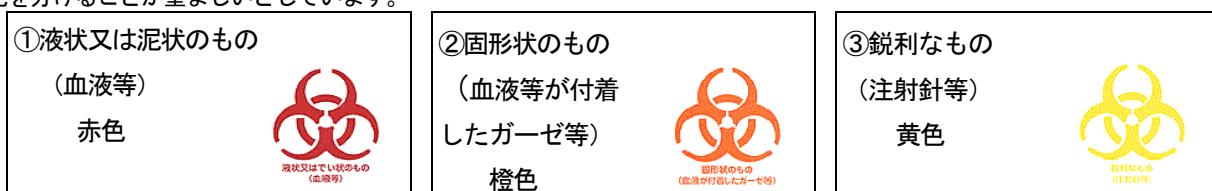
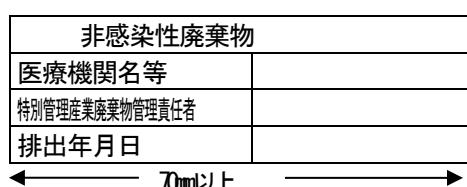


図2-2 バイオハザードマーク



非感染性の廃棄物であっても、外見上感染性廃棄物との区別がつかないこと等から、感染性の廃棄物としてみなされ、トラブルを生じことがあります。医療関係機関等が責任を持って非感染性廃棄物であることを明確にするために、非感染性廃棄物の容器に非感染性廃棄物ラベルを付けることを推奨しています。たとえば、特別区(東京二十三区)では、縦55mm、横70mm、字体はゴシック体のものが使われています。(図2-3)

図2-3 非感染性廃棄物ラベル(例)

2-5 廃石綿又は石綿含有産業廃棄物

廃石綿等は特別管理産業廃棄物に分類されます。また、廃石綿等に該当しない廃棄物でも、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じる産業廃棄物で石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものは「石綿含有産業廃棄物」として処理基準を遵守しなければなりません。

また、個別の保管基準、委託基準が設けられているほか、マニフェストには当該廃棄物が含まれる旨を明らかにする必要があります。石綿を含む廃棄物の処理方法の概要は図2-4のとおりです。

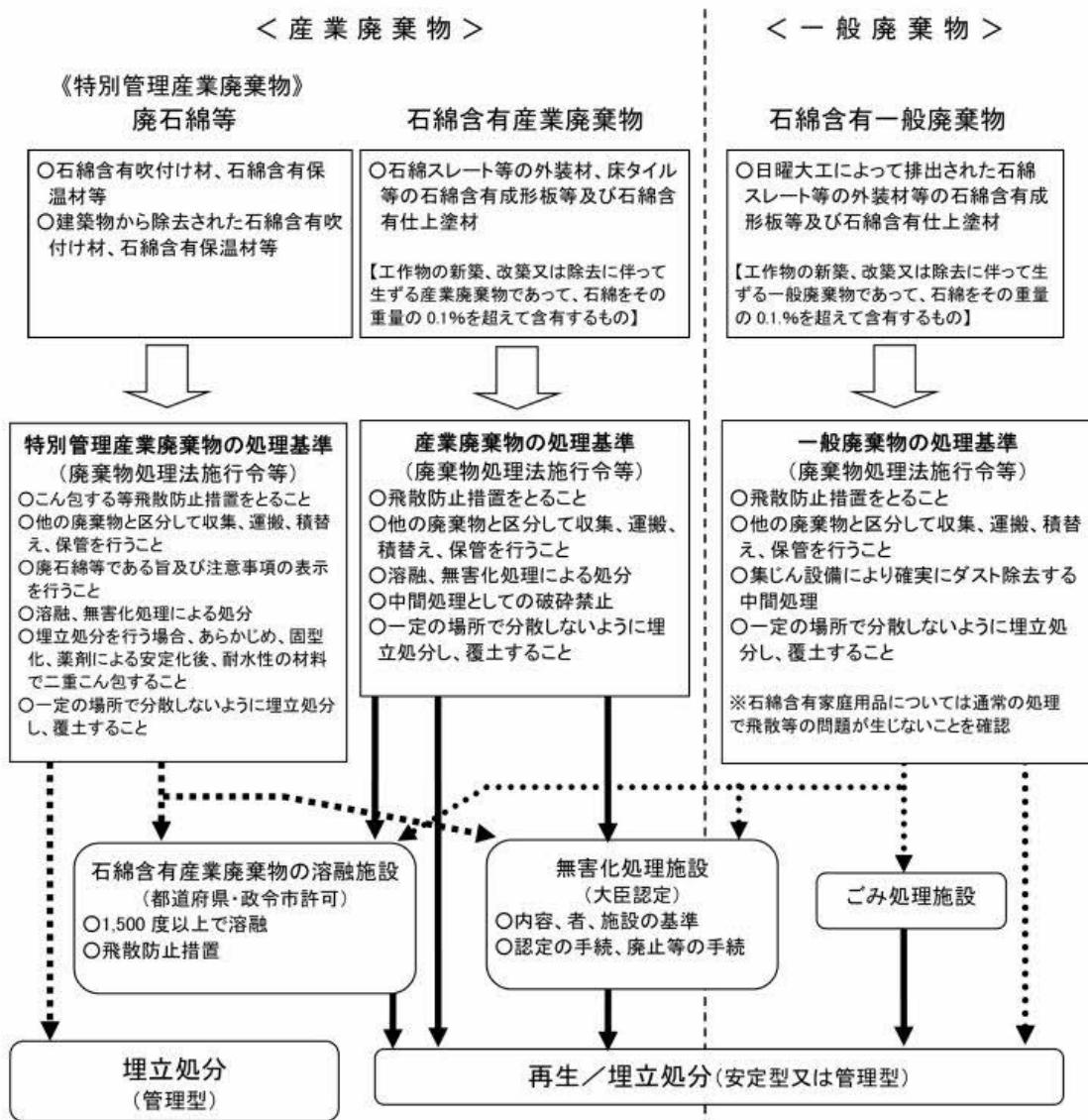


図2-4 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理フロー（石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（令和3年3月環境省環境再生・資源循環局）より引用）

2-6 廃水銀等、水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物

「水銀に関する水俣条約」の採択を受けた法整備の一環として、水銀廃棄物の処理について、平成27年及び平成29年に令及び規則が改正され、平成29年10月1日に全面施行されました。

当該改正に伴い、事業所から排出される水銀廃棄物について、「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「特別管理産業廃棄物の廃水銀等」の新たな区分ができました。新たに定義された水銀廃棄物の区分は表2-4のとおりです。

また、当該改正に伴い、保管基準、委託基準、処理基準が追加され、またマニフェストには当該廃棄物が含まれる旨を明らかにする必要があるほか、新たに区分された水銀廃棄物の処理は、当該廃棄物を事業範囲に含む処理業者に委託しなければなりません。

水銀廃棄物等の規制については、県ホームページにも掲載しておりますのでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/suigin.html>

表2-4 新たに定義された水銀廃棄物の区分

産業廃棄物	①水銀が使用されている製品が廃棄物になったものであって規則第7条の2の4で定めるもの	水銀使用製品産業廃棄物
	②ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉛さいであって水銀の含有量が15mg/kg(L)を超えるもの	
特別管理産業廃棄物	①廃水銀及び廃水銀化合物であって規則で定めるもの ・特定施設から生じた廃水銀又は廃水銀化合物 ・水銀が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物から回収された廃水銀 ※対象となるのは、原体(希釀、混合等の加工が施されていないもの)とみなせる水銀と水銀化合物です。	廃水銀等
	②①を処分するために処理したもの	

水銀使用製品産業廃棄物は表2-5のとおりです。

表2-5 水銀使用製品産業廃棄物【規則第7条の2の4】

①水銀又はその化合物の使用に関する表示の有無に関わらず水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの					
1	水銀電池	21	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)		
2	空気亜鉛電池	22	灯台の回転装置		
3	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	23	水銀トリム・ヒール調整装置		
		24	放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)		×
4	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。)	25	水銀抵抗原器		
		26	差圧式流量計		
5	HIDランプ(高輝度放電ランプ)	27	傾斜計		
6	放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	28	水銀王入法測定装置		
7	農薬	29	周波数標準機		×
8	気圧計	30	ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)		
9	湿度計	31	容積形力計		
10	液柱形圧力計	32	滴下水銀電極		

11	弹性圧力計 (ダイアフラム式のものに限る。)	×	33	参照電極	
12	圧力伝送器 (ダイアフラム式のものに限る。)	×	34	水銀等ガス発生器 (内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	
13	真空計	×	35	握力計	
14	ガラス製温度計		36	医薬品	
15	水銀充満圧力式温度計	×	37	水銀の製剤	
16	水銀体温計		38	塩化第一水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		39	塩化第二水銀の製剤	
18	真空ポンプ (水銀が目視で確認できるものに限る。)		40	よう化第二水銀の製剤	
19	温度定点セル		41	硝酸第一水銀の製剤	
20	顔料 (※水銀使用製品に塗布されるものに限り右欄の×印に該当する。)	×	42	硝酸第二水銀の製剤	
			43	チオシアン酸第二水銀の製剤	
			44	酢酸フェニル水銀の製剤	
(2) 上記①(×印のあるものを除く。)を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品					
(3) 上記①②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品 【製品本体にある水銀使用表示例】					
○日本語による表記 (例: 水銀) ○英語による表記 (Mercury)					
○化学記号 (Hg) ○J-Moss 水銀含有表示					

水銀使用製品産業廃棄物のうち、処分又は再生を行う場合にはあらかじめ、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収しなければならないものがあります。水銀回収義務のある水銀使用製品は表2-6のとおりです。

表2-6 水銀回収義務のある水銀使用製品

1	スイッチ及びリレー	13	水銀トリム・ヒール調整装置
2	気圧計	14	放電管 (放電ランプ (蛍光ランプ及びHIDランプを含む。) を除く。)
3	湿度計	15	差圧式流量計
4	液柱形圧力計	16	浮ひょう形密度計
5	弹性圧力計	17	傾斜計
6	圧力伝送器	18	積算時間計
7	真空計	19	容積形力計
8	ガラス製温度計	20	ひずみゲージ式センサ
9	水銀充満圧力式温度計	21	滴下水銀電極
10	水銀体温計	22	電量計
11	水銀式血圧計	23	ジャイロコンパス
12	灯台の回転装置	24	握力計

水銀含有ばいじん等のうち、処分又は再生を行う場合にはあらかじめ、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収しなければならないものがあります。水銀回収義務のある水銀含有ばいじん等は表2-7のとおりです。

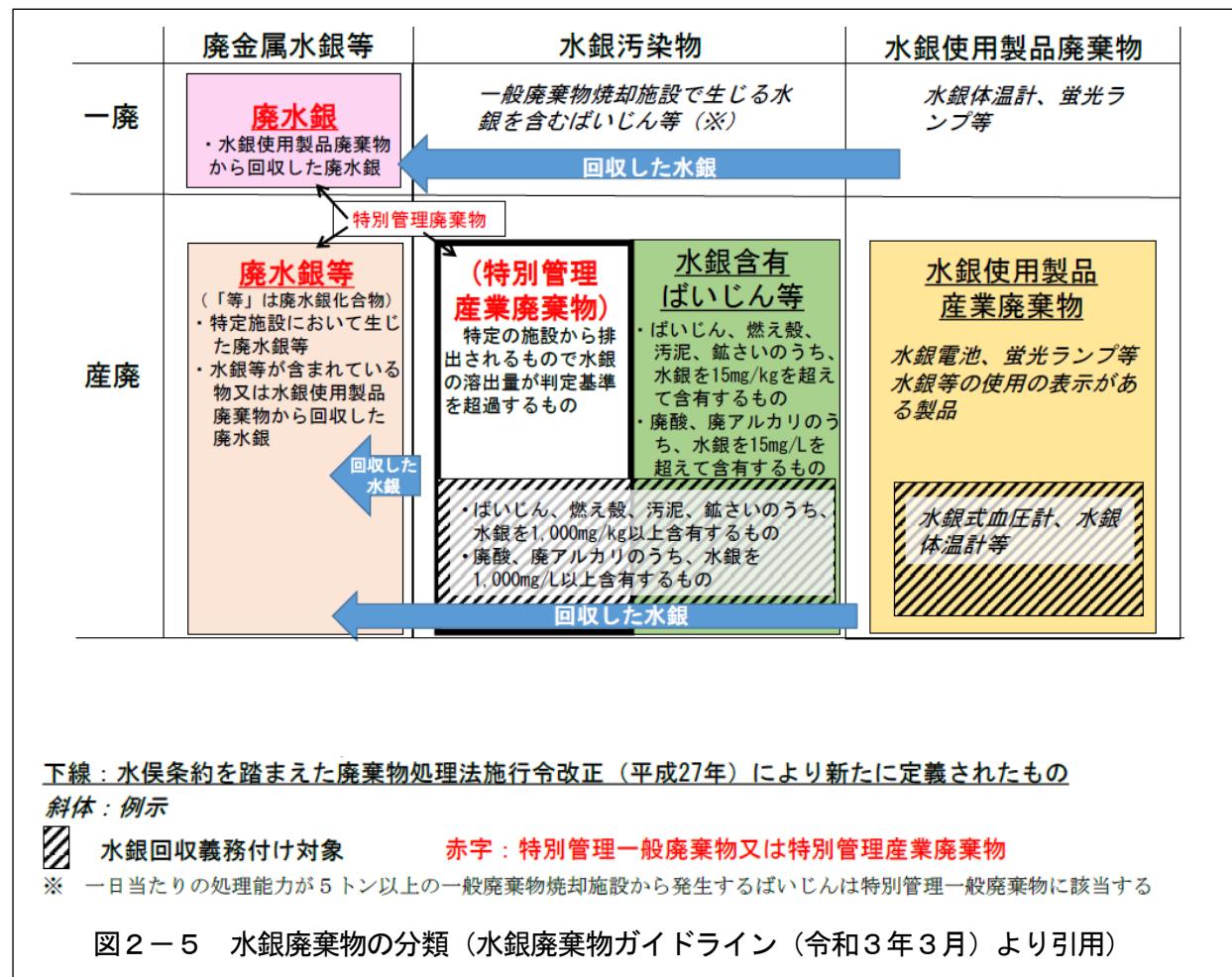
表2-7 水銀回収義務のある水銀含有ばいじん等

廃棄物の種類	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀を1,000mg/L以上含有するもの

特別管理産業廃棄物の廃水銀及び廃水銀化合物を生じる施設は表2-8のとおりです。

表2-8 特別管理産業廃棄物の廃水銀及び廃水銀化合物を生じる施設

	施設
1	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
2	水銀使用製品の製造の用に供する施設
3	灯台の回転装置が備え付けられた施設
4	水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設
5	国又は地方公共団体の試験研究機関
6	大学及びその附属試験研究機関
7	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
8	農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
9	保健所
10	検疫所
11	動物検疫所
12	植物防疫所
13	家畜保健衛生所
14	検査業に属する施設
15	商品検査業に属する施設
16	臨床検査業に属する施設
17	犯罪鑑識施設



2-7 特別管理産業廃棄物の判定基準

燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん及び産業廃棄物を処分するために処理したものについて、溶出試験を行い、溶出する有害物質の濃度が下表の判定基準を超える場合は特別管理産業廃棄物に該当します。（ダイオキシン類については、「溶出試験を行い、溶出する有害物質の濃度」を「含まれる量」に読み替えます。）

表2-9 特別管理産業廃棄物の判定基準（燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん及び処理後物）

金属等の名称	判定基準 (mg/%)	備考
1 アルキル水銀化合物 (R-Hg)	不検出	
水銀又はその化合物 (Hg)	0.005以下	
2 カドミウム又はその化合物 (Cd)	0.09以下	
3 鉛又はその化合物 (Pd)	0.3以下	
4 有機燐化合物 (O-P)	※1	1以下
5 六価クロム化合物 (Cr6+)		1.5以下
6 硒素又はその化合物 (As)		0.3以下
7 シアン化合物 (CN)	※1	1以下
8 PCB	※1	0.003以下
9 トリクロロエチレン (TCE)	※1	0.1以下
10 テトラクロロエチレン (PCE)	※1	0.1以下
11 ジクロロメタン	※1	0.2以下
12 四塩化炭素	※1	0.02以下
13 1,2-ジクロロエタン	※1	0.04以下
14 1,1-ジクロロエチレン	※1	1以下
15 シス1,2-ジクロロエチレン	※1	0.4以下
16 1,1,1-トリクロロエタン	※1	3以下
17 1,1,2-トリクロロエタン	※1	0.06以下
18 1,3-ジクロロプロパン	※1	0.02以下
19 チラム	※1	0.06以下
20 シマジン	※1	0.03以下
21 チオペンカルブ	※1	0.2以下
22 ベンゼン	※1	0.1以下
23 セレン又はその化合物		0.3以下
24 1,4-ジオキサン	※2	0.5以下
25 ダイオキシン類	※3	3 (ng-TEQ/g) 以下 セメント固化・薬剤処理又は酸抽出処理を行っているものについては、基準を適用しない。 廃棄物焼却炉から生じた燃え殻、汚泥、ばいじんのみ適用（汚泥については廃ガス洗浄施設等を有するもののみ）

廃酸・廃アルカリについては、含有試験を行い、含有する有害物質の濃度が下表の判定数値を超える場合、特別管理産業廃棄物となります。

表2-10 特別管理産業廃棄物の判定基準（廃酸、廃アルカリ）

金属等の名称	判定基準（ダイオキシン類を除きmg/%)
1 アルキル水銀化合物 (R-Hg)	不検出
水銀又はその化合物 (Hg)	0.05以下
2 カドミウム又はその化合物 (Cd)	0.3以下
3 鉛又はその化合物 (Pd)	1以下
4 有機燐化合物 (O-P)	1以下
5 六価クロム化合物 (Cr6+)	5以下
6 硒素又はその化合物 (As)	1以下
7 シアン化合物 (CN)	1以下
8 PCB	0.03以下
9 トリクロロエチレン (TCE)	1以下
10 テトラクロロエチレン (PCE)	1以下
11 ジクロロメタン	2以下
12 四塩化炭素	0.2以下
13 1,2-ジクロロエタン	0.4以下
14 1,1,-ジクロロエチレン	1.0以下
15 シス1,2-ジクロロエチレン	4以下
16 1,1,1-トリクロロエタン	3.0以下
17 1,1,2-トリクロロエタン	0.6以下
18 1,3-ジクロロプロパン	0.2以下
19 チラム	0.6以下
20 シマジン	0.3以下
21 チオペンカルブ	2以下
22 ベンゼン	1以下
23 セレン又はその化合物	1以下
24 1,4-ジオキサン	5以下
25 ダイオキシン類	100 (pg-TEQ/%) 以下

排出事業者関係

3 廃棄物排出事業者の責務

3-1 排出事業者の責務

法第3条では以下のとおり規定されています。

- (1) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- (2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければなりません。
- (3) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

排出事業者は「排出事業者の責任」を負っており、その処理を許可業者等に委託したとしても、その責任は免じられるものではなく、排出事業者が産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずる注意義務（※）に違反した場合には、委託基準や管理票に係る義務等に何ら違反しない場合であっても一定の要件の下に排出事業者が措置命令の対象となります。

※注意義務の具体例

不適正処理を知っている場合、又は知ることができた場合に処理を委託した場合、半値以下など一般的なものよりはるかに安い料金で処理を委託した場合など
(「行政処分の指針について」（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号）)

また、排出事業者がその廃棄物の処理を他人に委託する場合、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、支払う料金、委託契約の有効期間等）は自らの責任で決定すべきものであり、これらの決定を第三者に委ねるべきではないとされています。

(「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」（平成29年3月21日付け環廃対発第1703212号・環廃産発第1703211号）)

事業活動から生じた一般廃棄物（事業系一般廃棄物）については市町村に処理責任があるため、市町村の指導に従い、市町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託します。詳細は事業場が所在する市町村の廃棄物担当部署にお問い合わせください。

3-2 産業廃棄物の処理

法第11条第1項により、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりませんが、委託して処理することも認められています。

自ら処理（自ら廃棄物を処理する場合）

自ら廃棄物を処理する場合に遵守すべき基準は以下のとおりです。詳細は「11 産業廃棄物の処理基準」でご確認ください。

自ら処理の内容	遵守すべき基準
事業場内で産業廃棄物を保管する場合	保管基準の遵守（60cm×60cm以上の大きさの掲示板の設置など） ⇒ 11-1 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管の基準
事業場で発生した産業廃棄物を事業者自ら産業廃棄物処分場まで運搬する場合	運搬基準の遵守（運搬車両への表示・書面備え付け、飛散流出防止措置など） ⇒ 11-2 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬基準
事業場で発生した産業廃棄物を事業者自ら処分する場合	処分基準の遵守 ⇒ 11-3 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分の基準 ※処分する産業廃棄物の種類及び処理施設の規模によっては、産業廃棄物処理施設設置許可が必要となる場合があります。 ⇒ 14 産業廃棄物処理施設

委託処理（産業廃棄物の処理を他人に委託する場合）

事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合の基準は以下のとおりです。

基準	基準の内容
委託基準の遵守	許可業者等への委託、書面での委託契約の締結、処理業者の許可証の写しの添付等 ⇒ 4 委託の基準
産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付及び運用	産業廃棄物の引渡時にマニフェストを交付し、写しの返送を受け最終処分までの適正処理の確認 ⇒ 5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
報告等関係	管理票交付等状況報告書 ⇒ 7-1 産業廃棄物管理票交付等状況報告 帳簿作成、管理責任者の設置 ⇒ 9 その他の排出事業者の責務
適正化条例に基づく義務	委託先の実地確認等 ⇒ 10 適正化条例に基づく責務

4 委託の基準

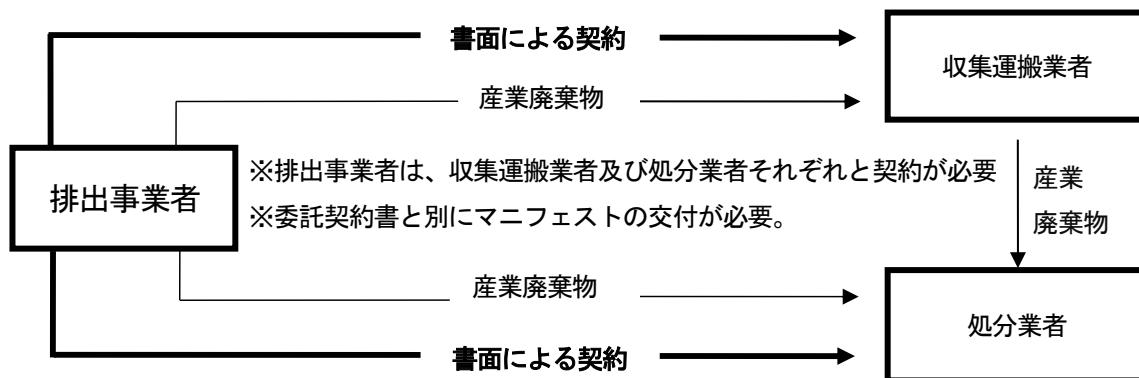
4-1 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準

令第6条の2に定める産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準及び令第6条の6に定める特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準は表4-1のとおりです。また、処理委託のフローは図4-1、4-2のとおりです。

表4-1 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準一覧

委託基準	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	収集 運搬	処分	収集 運搬	処分
○あらかじめ、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取扱い上の注意事項を文書で通知すること。（当該文書と文書交付に係る特別管理産業廃棄物とが具体的に特定できるようにすること。）			○	○
○他人の産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。 ※産業廃棄物の処理を委託できる者は4-2参照	○	○	○	○
○委託契約は、書面により行い、次の条項が含まれていること。	○	○	○	○
産業廃棄物の種類及び数量	○	○	○	○
運搬の最終目的地の所在地	○		○	
処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生方法及び処分又は再生に係る施設の処理能力		○		○
最終処分以外の産業廃棄物の処分を委託する場合は、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力		○		○
委託契約の有効期間	○	○	○	○
委託者が受託者に支払う料金	○	○	○	○
受託者の許可の事業の範囲	○	○	○	○
受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限	○		○	
委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管の場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項	○		○	

委託基準	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	収集 運搬	処分	収集 運搬	処分
○委託契約は、書面により行い、次の条項が含まれていること。(続き)				
委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報 イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項 ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項 ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 ニ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された「廃パーソナルコンピュータ」「廃ユニット形エアコンディショナー」「廃テレビジョン受信機」「廃電子レンジ」「廃衣類乾燥機」「廃電気冷蔵庫」「廃電気洗濯機」である場合には、当該含有マークの表示に関する事項 含有マーク(JISC0950) ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨 ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項	○	○	○	○
委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項	○	○	○	○
受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	○	○	○	○
委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項	○	○	○	○
○委託契約書には、受託者の許可証の写し等を添付すること。	○	○	○	○
○委託契約書及び添付書類は、契約終了日から5年間保存すること。	○	○	○	○
○再委託を承諾した場合は、その書面の写しを5年間保存すること。	○	○	○	○



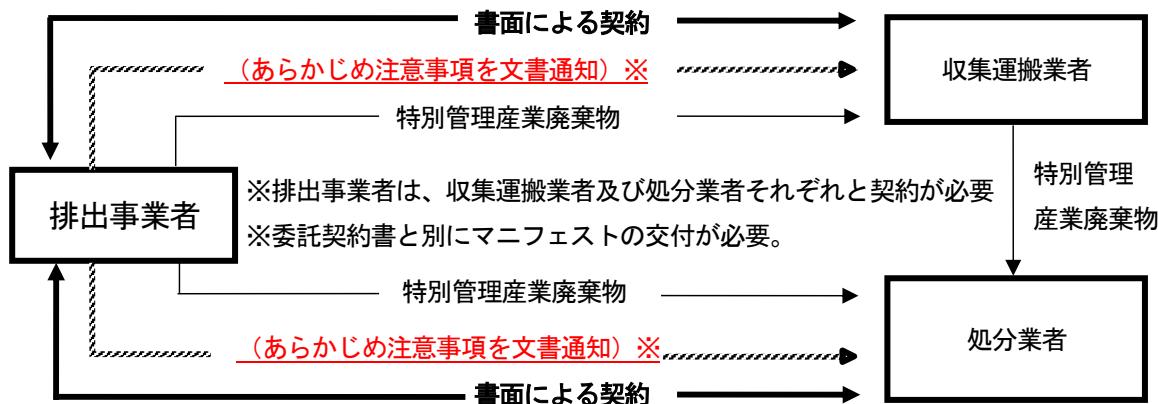


図 4－2 特別管理産業廃棄物の処理委託フロー

※適正処理に必要な情報の提供の手段の一つに廃棄物データシート（WDS）の活用が挙げられます

環境省URL：<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

4－2 産業廃棄物の処理を委託できる者

産業廃棄物の処理を委託できる者は、表4－2のとおりです。

表 4－2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理を委託できる者

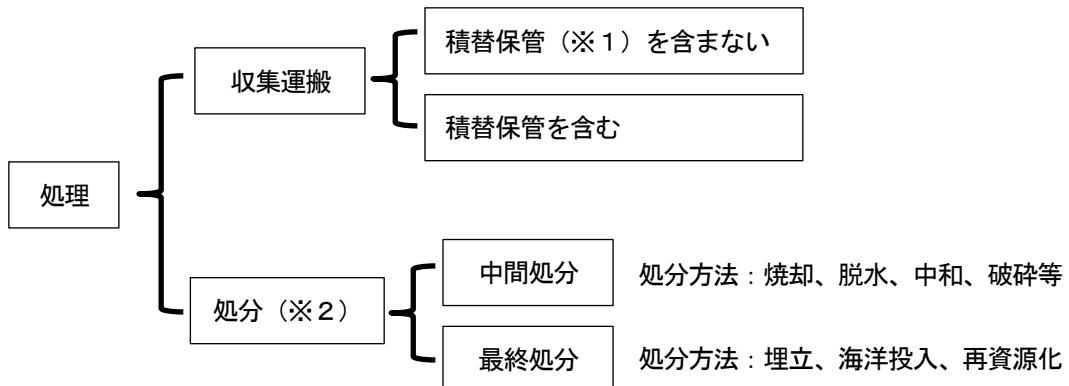
廃棄物の区分	処理の内容	委託できる者
産業廃棄物	収集運搬	産業廃棄物収集運搬業許可業者 及び規則第8条の2の8で定める者（環境大臣の再生利用認定を受けた者※、環境大臣の広域処理認定を受けた者※、環境大臣の無害化処理認定を受けた者※等）
産業廃棄物	処分	産業廃棄物処分業許可業者 及び規則第8条の3で定める者（環境大臣の再生利用認定を受けた者※、環境大臣の広域処理認定を受けた者※、環境大臣の無害化処理認定を受けた者※等）
特別管理産業廃棄物	収集運搬	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者 及び規則第8条の14で定める者（環境大臣の広域処理認定を受けた者※、環境大臣の無害化処理認定を受けた者※等）
特別管理産業廃棄物	処分	特別管理産業廃棄物処分業許可業者 及び規則第8条の15で定める者（環境大臣の広域処理認定を受けた者※、環境大臣の無害化処理認定を受けた者※等）

※認定を受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理を行う場合に限る。

産業廃棄物処理業者は、県ホームページ（産業廃棄物処理業者名簿）から探すことができます。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/meibo.html>

【参考：処理の区分】



※1 積替保管とは、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者が、運搬の途中で、許可を受けた保管場所で分別、集約、保管、選別等を行うことです。

※2 処分とは、物理的、化学的、生物学的に性状を変化させることです。

4-3 処理委託後の処理状況確認の努力義務

法第12条第7項により、排出事業者は、委託した産業廃棄物の処理状況を確認し、適正処理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

宮城県においては、適正化条例により委託先の確認義務を定め、委託先の確認と記録の方法を示しています。詳細は「[1.0 適正化条例に基づく責務](#)」を御覧ください。

5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

5-1 産業廃棄物管理票制度

法第12条の3により、産業廃棄物の排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その産業廃棄物を委託業者に引き渡すと同時に、産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者又は処分業者の氏名などを記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。

なお、交付すべきマニフェストの様式は、規則で定められており、標準的なマニフェストについては、公益財団法人全国産業資源循環連合会（宮城県内販売先：一般社団法人宮城県産業資源循環協会 電話022-290-3810）や建設六団体副産物対策協議会（宮城県内販売先：一般社団法人宮城県建設業協会 電話022-262-2211）などで販売されています。

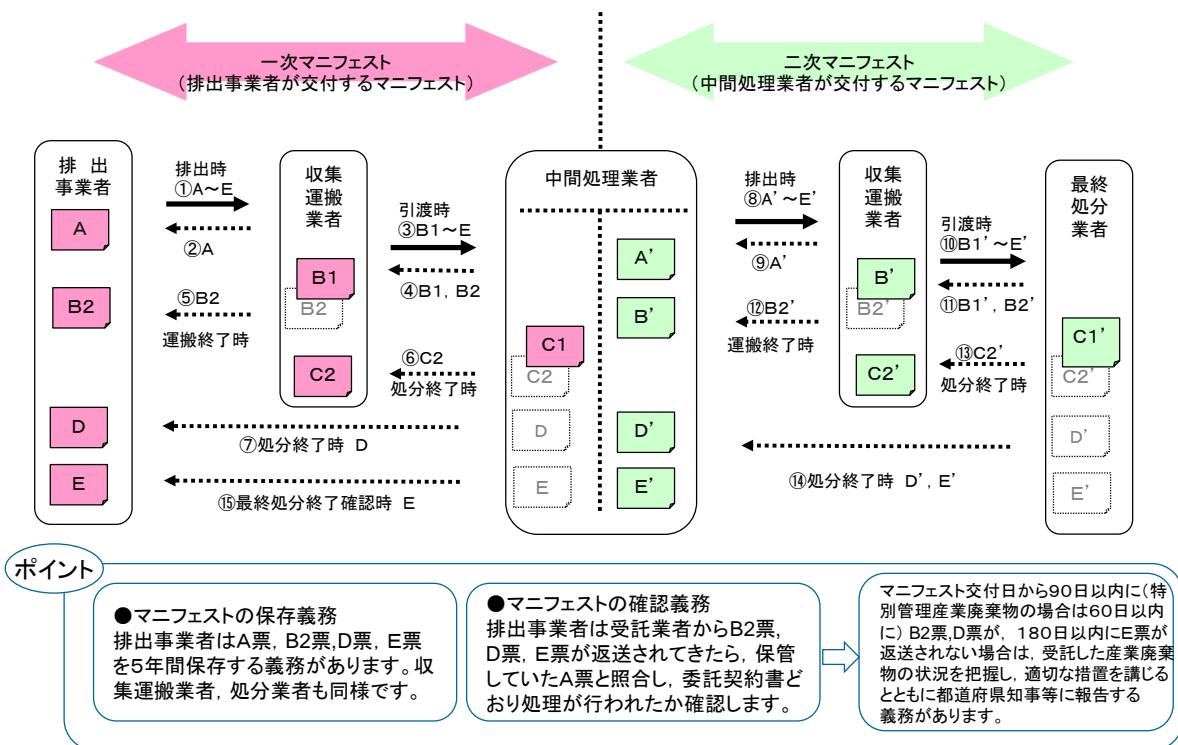


図5-1 マニフェスト運用の流れ

（1）マニフェストの交付は、次により行うこと。

- 当該産業廃棄物の種類ごとに交付する。
- 引渡しに係る当該産業廃棄物の運搬先が2以上である場合にあっては、運搬先ごとに交付する。
- 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を含む）、数量及び受託者の氏名又は名称がマニフェストに記載された事項と相違がないことを確認の上、交付する。

- (2) 交付者は、マニフェストの内容を確認し保存しなければならない。
- 当該マニフェストの写し（A票）を5年間保存しなければならない。
 - 収集運搬業者から運搬終了後10日以内に回付されるマニフェスト写し（B2票）の内容をA票と照合して運搬終了を確認し、5年間保存しなければならない。
 - 処分業者から処分終了後10日以内に回付されるマニフェスト写し（D票）の内容を、A票・B2票と照合して運搬及び処分終了を確認し、5年間保存しなければならない。
 - 最終処分（再生）終了後に処分業者から回付されるマニフェスト写し（E票）の内容を、A票・B2票・D票と照合して最終処分が終了したことを確認し、5年間保存しなければならない。
- (3) 交付者は、毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付等の状況に関する報告書を作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。（7-1 産業廃棄物管理票交付等状況報告 参照）
- (4) マニフェストの交付義務、記載義務等を怠った場合、排出事業者には1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、処理業者には1年以下の懲役又は100万円以下の罰金や業務停止といった行政処分が科せられます。
- (5) 次の場合は、交付を要しません。
- 廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者に廃油の処理を委託する場合
 - 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者にその産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合
 - 再生利用認定業者・指定業者にその認定・指定に係る産業廃棄物の処理を委託する場合
 - 電子マニフェスト制度を利用する場合 など

5-2 マニフェスト交付者の講ずべき措置

排出事業者は、以下の場合に、処理を委託した運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じ、期限を経過した日から30日以内に都道府県知事に報告書（規則様式第4号）を提出しなければなりません（法第12条の3第8項—規則第8条の29）。報告書様式は、県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/sotinaiyou.html>

表5-1 措置内容等報告の対象及び報告期限

措置内容等報告の対象	報告期限
マニフェスト交付の日から90日（特別管理産業廃棄物は60日、E票は180日）以内にその写しの送付を受けない場合	左記の期間が経過した日から30日以内
法定事項が未記載のマニフェストの写しの送付を受けた場合	当該マニフェストの写しの送付を受けた日から30日以内
虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けた場合	虚偽の記載のあることを知った日から30日以内
収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となるか又は困難となるおそれがある旨の通知を受けた場合において、マニフェストの写しの送付を受けていない場合	左記の通知を受けた日から30日以内

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日 平成 年 月 日	交付番号 2062(1)97910	整理番号	交付担当者 氏名 (2)	
事業者 (排出者)	氏名又は名称	事業者 (排出事業場)	名称	
	住所 〒 電話番号	所在地 〒 電話番号	荷姿	
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック <input checked="" type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶器くず <input type="checkbox"/> 1400 鉛さい <input type="checkbox"/> 1500 かれき類 <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ぱいじん <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 2000 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> 2100 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 2200 強アルカリ <input type="checkbox"/> 2300 強酸 <input type="checkbox"/> 2400 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 2500 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 2600 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 2700 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 2800 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 2900 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 3000 ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 3100 13号廃棄物(有害)	
			数量(及び単位) (4)	荷姿 (5)
			産業廃棄物の名称	
			有害物質等	処分方法
			備考・通信欄 (10)	
	中間処理 産業廃棄物 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり (6)			
	最終処分 の場所 名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり (7)			
	運搬受託者	氏名又は名称	運搬先 (処分事業場)	名称
		住所 〒 電話番号	所在地 〒 電話番号	
	処分受託者	氏名又は名称 (8)	積替 又は保管	名称
住所 〒 電話番号		所在地 〒 電話番号		
運搬の受託 (受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	運搬 終了年月日 平成 年 月 日	有価物拾集量	数量(及び単位)	
処分の受託 (受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	処分 終了年月日 平成 年 月 日	最終処分 終了年月日 平成 年 月 日		
最終処分を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号)			
<input type="checkbox"/> 照合確認 <input type="checkbox"/> B2 票 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> D 票 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> E 票 平成 年 月 日				

排出事業者は
ここまで記載戻ってきた
B2、D、E
票と照合確認
し、日付を
記入する

マニフェストは、規則様式第2号の15により作成した書面に必要な事項を記載しなければなりません。

- 「交付番号」は、事業者が当該マニフェストを特定できる任意の番号を記載します。
- 「交付担当者」は、事業者の氏名や名称ではなく、実際にマニフェストの交付を担当した従業員などの氏名を記載します。
- 「種類」は、表2-1に記載された20種類の産業廃棄物の種類を原則とし、特別管理産業廃棄物の場合にはその旨を記載します。しかし、例えばシュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、その混合物の一般的な名称を記載して差し支えありません。
- 「数量」の記載は、重量、体積個数などその単位系は限定されていません。
- 「荷姿」は、バラ、ドラム缶、ボリ容器など具体的な荷姿を記載します。
- 「中間処理産業廃棄物」は、中間処理業者が処理を委託する際に記載する欄です。事業者は記載不要ですので斜線を引きます。例えば、木くずの焼却処分を行う中間処理業者が、焼却処分後の燃え殻の埋立処分を委託するときは、当該燃え殻に係る焼却処分を受託した木くずについて、その焼却処分を委託した事業者の氏名又は名称及び当該事業者から交付されたマニフェストの交付番号を記載します。なお、中間処理を受託した事業者が複数である場合などマニフェストに記載することが困難な場合には、別途帳簿に記載されたとおりであることを記載して、これを省略して差し支えありません。
- 「最終処分の場所」は、最終処分を行う予定先の事業場の所在地を記載するものであって、事業場の所在地の市町村名及び事業場の名称などを記載することで差し支えありません。事業者は、中間処理を委託する場合であっても、処分業者からその委託先を調査して記載しなければなりません。
- また、「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入処分又は再生をいいます。従って、委託した産業廃棄物が中間処理後に一部分が再生され、その余の部分が埋立処分される場合には、再生処理施設と最終処分場のいざれも記載します。
- なお、最終処分の予定先が複数である場合などマニフェストに記載することが困難である場合には、別途委託契約書に記載されたとおりであることを記載し、これを省略して差し支えありません。
- 「運搬受託者」及び「処分受託者」の欄は、事業者がマニフェストを交付する際に記載しなければなりません。
- 「運搬の受託」及び「処分の受託」の欄は、担当者の氏名に加え会社名の記入及び受領印を押印することが必要です。
- 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を「種類」又は「備考・通信」欄を用いる等の方法により記載し、またその数量も記載しなければなりません。

図5-2 マニフェストの記載例

5-3 電子マニフェスト制度

マニフェスト制度においては、排出事業者は紙のマニフェストによる制度のほか、Webシステムを使用する電子マニフェストを利用できます。電子マニフェストを利用した場合、紙のマニフェストを交付しマニフェストの写しを保存する必要がありません。また、パソコンや携帯電話で簡単に操作できる、マニフェストの法定項目の記載漏れがない、偽造される危険性が少ないなどのメリットがあります。

平成31年4月1日から、前々年度の特別管理産業廃棄物（廃P C B、P C B汚染物及びP C B処理物（以下「P C B廃棄物等」という。）を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（P C B廃棄物等を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストの使用が義務づけられました。

◆電子マニフェストに関するお問い合わせ先

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター（J Wセンター）

URL <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

【電子マニフェスト利用のメリット】

●マニフェストの確認

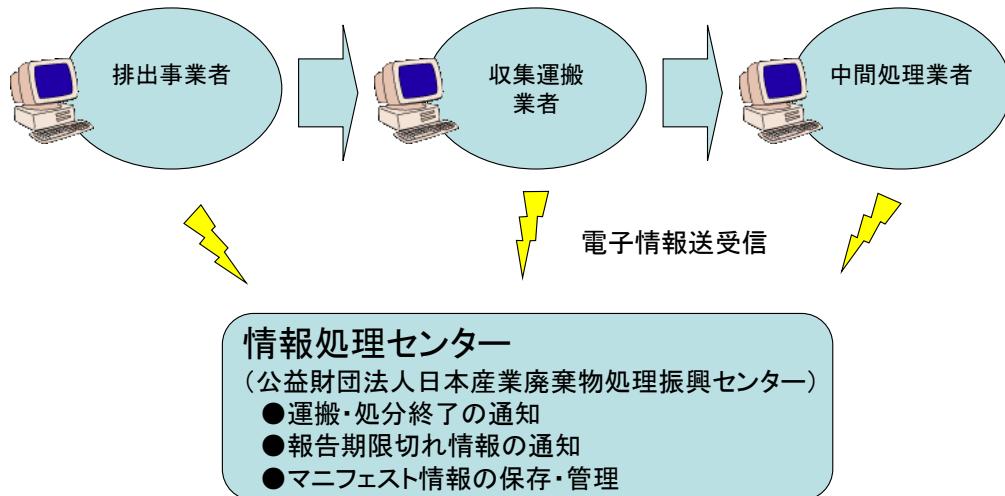
運搬終了、処分終了、最終処分終了報告の有無を電子メールや一覧表等で確実に確認できます。また、終了報告の確認期限が近づいたことを排出事業者に注意喚起する機能があり、確認漏れを防ぎます。

●マニフェスト保存

マニフェスト情報の保存は、情報処理センターが行いますので、事業者の負担が軽減されます。

●マニフェスト交付状況報告

マニフェスト情報の年度報告は、情報処理センターが行いますので、事業者の負担が軽減されます。



ネットワーク上で、マニフェスト情報を電子化してやりとりする。

図5-3 電子マニフェストの運用イメージ図

6 建設工事で生ずる産業廃棄物について

6-1 元請業者の排出事業者責任

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の排出事業者は工事の元請業者です（法第21条の3第1項）。

元請業者は、発注者から請け負った建設工事（下請負人に行わせるものを含む。）に伴い生ずる廃棄物の処理について事業者として自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って適正に処理を委託しなければなりません。

- 下請負人は、廃棄物処理業の許可及び元請業者からの処理委託がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことはできません。
- 下請負人が現場内で行う保管は、当該下請負人もまた排出事業者とみなして、産業廃棄物保管基準及び改善命令に係る規定が適用されます（法第21条の3第2項）。

6-2 建設工事に伴い生ずる廃棄物の下請負人による運搬に関する特例

建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が排出事業者となります。規則第18条の2で定める廃棄物について当該建設工事に係る書面による請負工事で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請人の廃棄物とみなします。

●規則で定める廃棄物

- (1) 請負代金の額が500万円以下の維持修繕工事又は瑕疵補修工事に伴い生ずる廃棄物
 - (2) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物以外の廃棄物
 - (3) 1回当たりに運搬する廃棄物の容積が1立方メートル以下であることが明確な廃棄物
 - (4) 運搬の途中で保管を行わない廃棄物
 - (5) 運搬先が元請業者の指定する保管場所（元請業者が所有し又は使用権原を有する場所）又は廃棄物の処理施設（元請業者が設置するもの）であって、建設工事現場と同一の都道府県又は所在地の属する都道府県に隣接する区域内に存するもの（積替え又は保管の場所を含む。）であること
- ※ 下請負人が、建設工事に係る請負契約に基づき自ら運搬する廃棄物について、当該廃棄物を生じることとなる事業場の位置、廃棄物の種類及び量、運搬先並びに当該廃棄物の運搬を行う期間等を具体的に記載した別紙（元請業者及び下請負人の押印がなされたもの）を作成し、当該別紙及び請負契約の写し（瑕疵補修工事にあってはこれらに加え、建築物その他の工作物の引き渡しがなされた事実を確認できる資料）を携行するものであること。
- ※ 下請負人が携行する別紙については、環境省施行通知で示されており、県ホームページにも掲載しています。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/sitauketokurei.html>

6-3 事業場外保管の届出

法第12条第3項前段及び法第12条の2第3項前段による保管（事業場外保管）の届出の対象となる産業廃棄物、届出の対象となる保管は以下のとおりです。

届出の様式は、県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/jizen.html>

対象となる産業廃棄物	届出の対象となる保管	事前の届出を要しない場合
建設工事に伴い生ずる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物	当該保管の用に供される場所の面積が300 m ² 以上である場所において行われる保管であつて、次のいずれにも該当しないもの。 1 法第14条第1項又は第6項、法第14条の4第1項又は第6項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管	非常災害のために必要な応急措置として行う場合。この場合、当該保管をした日から起算して14日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

	2 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管 3 P C B特措法第8条第1項（同法第15条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出に係るP C B廃棄物の保管	
--	--	--

●積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限について

(1) 積替えのための保管上限

産業廃棄物を、処分場（中間処分場等）へ運搬する過程で、積替えのために保管する場合が該当します。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の保管上限は、当該保管場所からの1日あたりの平均搬出量の7日分となっています。

(2) 処分等のための保管上限

産業廃棄物を、処分（破碎、焼却等）するために保管する場合が該当します。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の保管上限は、原則として処理能力の14日分となっています。

6－4 建設リサイクル法について

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化に関する法律）により、一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事、新築工事の実施にあたり、同法で定める特定建設資材については、工事現場で分別し、再資源化が義務づけられるとともに、工事着手の7日前までの「工事の届出」が必要となります。届出窓口や様式は県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/kensetsu-index.html>

6－5 建設汚泥の再生利用について

建設工事に伴って排出した汚泥を再生利用する場合には、「宮城県建設汚泥再生利用指針」に基づき、事前に汚泥の有害性や使用薬剤の評価を行った上、建設汚泥処理土利用計画書を県に提出し指導を受ける必要があります。届出窓口や様式は、県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/list2380-6554.html>

●建設汚泥の再生利用に係る参考資料

- ・建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日国土交通省策定）
- ・建設汚泥の再生利用に関する実施要領（平成18年6月12日国土交通省策定）
- ・別紙 建設汚泥処理土利用技術基準
- ・建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について（平成17年7月25日環境省通知）

6－6 アスベスト（石綿）を含む廃棄物について

石綿を含む産業廃棄物には、石綿含有産業廃棄物と特別管理産業廃棄物である廃石綿等があり、それぞれの処理の基準等が定められています（「2－5 廃石綿又は石綿含有産業廃棄物」参照）。

また、石綿含有産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を必ず明記しなければなりません。

石綿を含む産業廃棄物を適正に取扱うには、排出段階で他の産業廃棄物と区分することが極めて大切です。具体的な取扱いは「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（令和3年3月、環境省環境再生・資源循環局）」でご確認ください。

建築物の解体や石綿除去工事については、他法令（労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など）において定めがあり、石綿の事前調査や解体工事届出等も必要となっています。宮城県における各種窓口は県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/asbestos/asbestos-soudan.html>

6-7 その他の資料

- 「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成23年3月30日付け環廃産第110329004号）

7 報告の義務

事業者は、産業廃棄物の処理について県知事に報告する義務があります。

7-1 産業廃棄物管理票交付等状況報告

法第12条の3第7項により、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付者は産業廃棄物を排出する事業所ごとに、毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付等の状況に関する報告書を作成し、当該事業場の所在地を管轄する県知事に提出しなければなりません。報告書様式は県ホームページでご確認ください。

※電子マニフェスト利用分については、報告が不要です。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/manifest-page001.html>

7-2 多量排出事業者等の処理計画等

法第12条第9項及び第10項、法第12条の2第10項及び第11項により、事業活動に伴って、多量の産業廃棄物を生ずる事業者（産業廃棄物1,000t以上/年、特別管理産業廃棄物50t以上/年）は、その事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、当該年度の6月30日までに県知事に提出しなければなりません。また、その実施状況については、翌年度の6月30日までに報告書を提出しなければなりません。報告書様式は県ホームページでご確認ください。

なお、報告を受けた計画や実施状況については、法第12条第11項及び法第12条の2第12項により、県知事が公表しています。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/taryou-index.html>

7-3 産業廃棄物処理実績報告

法第15条により産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、施行細則第6条の2により、当該施設設置事業場ごとに、毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間のその事業場における産業廃棄物の処理に関する報告書を作成し、県知事に提出しなければなりません。報告書様式は県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/houkoku-index.html>

7-4 みやぎ産廃報告ネット

上記の報告書は、平成26年4月から運用開始した「みやぎ産廃報告ネット」で報告できます。「みやぎ産廃報告ネット」は、インターネットを利用して、宮城県に産業廃棄物関連の年次報告を行うためのシステムです。7-1及び7-2については、仙台市提出分もみやぎ産廃報告ネットで提出できます。ぜひご活用ください。



URL <https://miyagisanpai.pref.miyagi.jp>

7-5 PCB廃棄物保管状況届出について

保管・処分について届出をするなど必要な規制を行うとともに、PCB廃棄物処理のための体制を速やかに整備することにより、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を進めることを目的として、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年6月22日に公布、同年7月15日から施行されました。

事業者の皆様には、適正な保管はもちろんのこと、法律で定める期限内での適正な処理が義務付けられておりますが、まずPCB廃棄物の保管状況等の届出が必要です。

報告書様式は県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/pcb-todoke-index.html>

●関係法令（PCB廃棄物について）

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を保管している事業者は、保管及び処分の状況について毎年6月末までに県知事（仙台市内は仙台市長）あて届出をしなければなりません。また、処分するまでの期間、PCB廃棄物を適正に保管・管理しなければなりません。収集運搬や処分するには、許可業者に委託する必要があります。

8 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定制度

平成29年6月の廃棄物処理法の改正により、平成30年4月1日から二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定制度が始まりました。

通常、排出事業者とは別の事業者が他者の産業廃棄物の処理を行う場合、処理を受託する事業者は産業廃棄物処理業の許可が必要となります。特例認定制度は、株式保有割合など一定の基準をみたした企業グループ内において認定を受けると、グループ内で処理する場合は産業廃棄物処理業許可が不要となる制度です。

●受付相談窓口は廃棄物対策課施設班（022-211-2648）です。県内各保健所では受付しておりません。申請書類は県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/nijou.html>

●仙台市の区域内のみで産業廃棄物処理を行う事業者については、仙台市環境局事業ごみ減量課にお問い合わせください。

●認定を受けた事業者は毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る産業廃棄物の処理に關し、報告書を提出しなければなりません。

9 その他の排出事業者の責務

9-1 帳簿の記載

産業廃棄物処理施設を設置している事業者及び事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、事業場ごとに帳簿を備え、毎月末までに、前月中における次の事項について記載を終了しなければなりません。また、その帳簿を1年ごとに閉鎖するとともに閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。

(1) 産業廃棄物処理施設又はそれ以外の産業廃棄物の焼却施設を設置している事業者の帳簿記載事項（規則第8条の5第1号）

1 処分年月日
2 処分方法ごとの処分量
3 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
※ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。

(2) 産業廃棄物を生ずる事業場外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者の帳簿記載事項（規則第8条の5第2号）

運搬	1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行なった場合は、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
※ 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、上記について、それぞれ石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。	

(3) 法第12条の7第1項の認定を受けた者（二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた者。産業廃棄物処理施設又はそれ以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業者及び産業廃棄物を生ずる事業場外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者を除く。）の帳簿記載事項は規則第8条の5第3号でご確認ください。

(4) 特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項（規則第8条の18）

運搬	1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行なった場合は、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

※二以上の事業者による特別管理産業廃棄物の処理に係る特例の認定制度により認定を受けた者の帳簿記載事項は規則第8条の18第2号でご確認ください。

9-2 産業廃棄物処理責任者の設置

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません（法第12条第8項）。

9－3 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとにその事業場に係る特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません（法第12条の2第8項）。

10 適正化条例に基づく責務

事業者は、廃棄物処理法に定める基準に加えて、産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(適正化条例)の規定に基づく以下の措置が義務づけられています。

詳細は県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/haishutsu-tekiseika.html>

10-1 産業廃棄物管理責任者の設置

適正化条例第7条により、事業者は、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を置くよう努めなければなりません。(廃棄物処理法第12条第8項に規定する産業廃棄物処理責任者、同法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者がいる事業場を除く。)

10-2 委託先の確認

適正化条例第8条第1項及び第2項により、排出事業者は、委託しようとする処分業者が処分を適正に行う能力を有することを、委託契約を締結後年1回以上、以下の方法で確認するとともに、以下の事項を記録します。確認し記録した内容は5年間保存が必要です。

ただし、委託先が下記に該当する場合は、実地確認を要しません。

- (1) 優良産廃処理業者認定制度の認定を取得した産業廃棄物処分業者
- (2) 知事が認める者
 - ①公益財団法人宮城県環境事業公社
 - ②中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (J E S C O)
 - ③地方公共団体
 - ④法第15条の5に規定する廃棄物処理センター

委託先の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者が、自ら処分業者を実地に調査する。 ・排出事業者が、処分業者を実地に調査した者から、稼働状況を聴取する。
記録する内容	<ul style="list-style-type: none"> ・確認した年月日、確認した者の氏名、確認の方法、産業廃棄物の処分の状況、産業廃棄物の保管場所の状況

10-3 委託業者による処理が適正に行われていない場合の対応

適正化条例第8条第3項により、事業者は、委託業者による処理が適正に行われていないことを知ったときは、産業廃棄物の搬入停止、委託契約の解除などの支障の除去等の措置を講ずるとともに速やかに処理の状況を県知事に報告する必要があります。

10-4 産業廃棄物の性状の確認

適正化条例第9条により、事業者は、特別管理産業廃棄物に相当する有害物質を含有するおそれのある産業廃棄物(汚泥、燃え殻、ばいじん、鉛さい、廃酸、廃アルカリ)を適正処理するため、事前に含有するおそれのある有害物質の分析試験を年1回以上行い、性状を確認する必要があります。

なお、特別管理産業廃棄物に相当する有害物質等が検出された場合は、特別管理産業廃棄物に準じた処理を行うことになります。

産業廃棄物の処理基準

1.1 産業廃棄物の処理基準

法第12条第2項及び第12条の2第2項により、事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、「産業廃棄物保管基準」に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。

また、法第12条第1項及び第12条の2第1項により、事業者が自らその産業廃棄物の運搬又は処分等を行う場合には、「産業廃棄物処理基準」を遵守しなければなりません。

1.1-1 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管の基準

事業者は、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません（規則第8条、第8条の13）。基準の詳細は表1.1-1のとおりです。

表1.1-1 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管の基準

基準	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
○保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。	○	○
(1) 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。	○	○
(2) 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。（図1.1-1） ① 縦及び横それぞれ60cm以上であること。 ② 次に掲げる事項を表示したものであること。 イ 産業廃棄物の保管の場所である旨 ロ 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） ハ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 ニ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げができる高さのうち最高のもの。（図1.1-2）	○	○
○保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。	○	○
(1) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。	○	○
(2) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、（積み上げ高さの基準）に定める高さを超えないようにすること。	○	○
(3) その他必要な措置	○	○
○保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	○	○

○特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。（規則第8条の6各号に掲げる場合を除く。：感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合、特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合等）		○
○石綿含有産業廃棄物にあっては、次に掲げる措置を講ずること。	○	○
(1) 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。	○	○
(2) 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。	○	○
○水銀使用製品産業廃棄物にあっては、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。	○	○
○特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。		○
(1) 特別管理産業廃棄物である廃油、P C B汚染物又はP C B処理物にあっては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はP C B汚染物若しくはP C B処理物に係るP C Bの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、P C B汚染物又はP C B処理物が高温にさらされないために必要な措置		○
(2) 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあっては、容器に入れ密封すること等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するためには必要な措置		○
(3) P C B汚染物又はP C B処理物にあっては、当該P C B汚染物又はP C B処理物の腐食防止のために必要な措置を講ずること。		○
(4) 廃水銀等及び廃水銀等処理物にあっては、容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置		○
(5) 廃石綿等にあっては、梱包すること等当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置		○
(6) 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあっては、容器に入れ密封する等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置		○

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管施設	
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類	
管理者の氏名又は名称及び連絡先	
保管上限高さ	

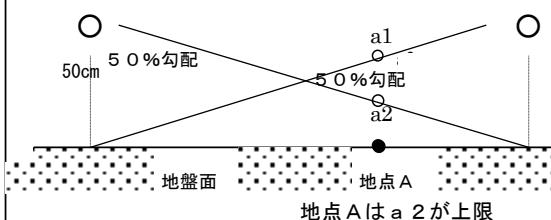
図11-1 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の保管施設掲示板例

表11-2 (積み上げ高さの基準)

- 1 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合、当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ
- 2 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合、次の(1)及び(2)に掲げる部分に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さ
- (1) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあってはその下端）（以下「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部分は、当該2m以内の部分の任意の点ごとに、次の①に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、①又は②に規定する高さのうちいずれか低いもの）
- ① 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
- ② 1に規定する高さ
- (2) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mを超える部分は、当該2mを超える部分内の任意の点ごとに、次の①に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、①又は②に規定する高さのうちいずれか低いもの）
- ① 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mの線を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ
- ② 1に規定する高さ

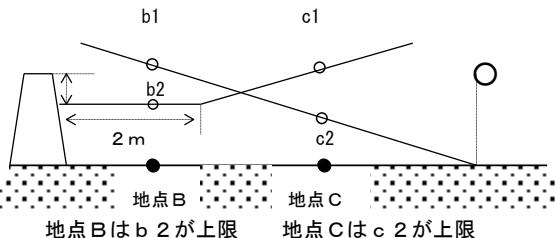
高さ上限のイメージ図

- (1) 両方が廃棄物に接していない囲いの場合
上限は囲い下端から50%勾配の高さまで

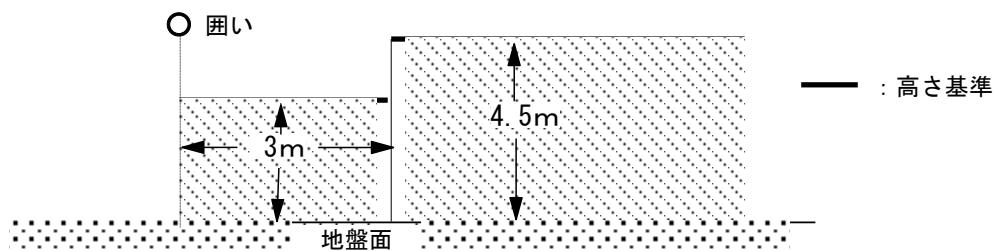


◎50%勾配とは、底辺：高さ=2:1の傾きで約26.5度

- (2) 片方が直接負荷部分の囲い、片方が廃棄物に接しない囲いの場合
直接負荷のある囲いから内側2mは、上端より50cm以下まで
内側2m超と廃棄物に接しない囲いからは50%勾配の高さまで



- 3 使用済み自動車（使用済み自動車の再資源化に関する法律第2条第2項に規定する使用済み自動車をいう。）及び解体自動車（同法第2条第3項に規定する解体自動車であって、同法第16条第4項ただし書き又は第18条第2項ただし書きの規定により解体自動車全部利用者に引き渡されたものを除く。）のうち圧縮していないもの（以下「使用済み自動車等」という。）を保管する場合次の(1)及び(2)に掲げる部分に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さ
- (1) 当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線。②において同じ。）から当該保管の場所の側に水平距離3m以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離3mまでの高さ
- (2) 当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に水平距離3mを超える部分 当該3mを超える部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離4.5mまでの高さ



- 4 使用済み自動車等を格納するための施設（保管する使用済み自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）を利用して保管する場合 使用済み自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ

11-2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬の基準

事業者が自らその産業廃棄物の運搬を行う場合及び許可業者が委託を受けた産業廃棄物の運搬を行う場合は、収集運搬基準を遵守しなければなりません（令第6条又は令第6条の5）。

基準の詳細は表11-2のとおりです。

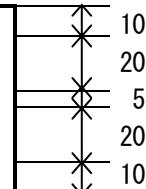
（1）産業廃棄物の収集運搬基準（令第6条第1項第1号）

- 1 産業廃棄物の収集又は運搬は、次のように行うこと。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- 2 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないように必要な措置を講ずること。
- 3 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれがないものであること。
- 4 船舶を用いて産業廃棄物の運搬を行う場合には、次により産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に規則で定める書面を備え付けておくこと。

表11-3（船舶を用いて運搬する場合の表示、書面） 規則第7条の2

（表示）・船橋の両側（船橋のない船舶にあつては、両げん）に鮮明に表示することにより行うこと。

氏名又は名称等
(廃棄物の区分) 運搬船



備考 1 数字はcmを示す。

2 文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は黄色とすること。

3 文字及び数字の太さは2cm以上、間隔は3cm以上を標準とすること。

4 氏名又は名称等の部分には、次に掲げる者ごとにそれぞれ次に掲げる事項を記載すること。

(1) 事業者：氏名又は名称

(2) 収集運搬業者：氏名又は名称及び許可番号

(3) 法第15条の4の2第1項（産業廃棄物の再生利用に係る特例）の認定を受けた者又は法第15条の4の4第1項（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）の認定を受けた者：氏名又は名称及び認定番号

5 廃棄物の区分は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の別を記載すること。

※ 法第15条の4の3第1項（産業廃棄物の広域的処理に係る特例）の認定を受けた者は、当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨、認定番号及び当該認定に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称（規則第12条の12の13）。

（書面）・事業者：「氏名又は名称及び住所」、「産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の種類及び数量」、「積載日、積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」、「運搬先事業場の名称、所在地及び連絡先」

・産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）収集運搬業者

：収集運搬業許可証の写し及びマニフェスト

※電子マニフェストを使用している場合は、収集運搬業許可証の写し及び電子マニフェスト使用証並びに「産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の種類及び数量」、「排出事業者の氏名又は名称」、「積載日、積載した事業場の名称及び連絡先」、「運搬先事業場の名称及び連絡先」（下線部は電磁的記録を連絡設備等で直ちに表示できる場合は不要）

・法第15条の4の2（又は第15条の4の4）第1項の認定を受けた者：認定証の写し

・法第15条の4の3第1項の認定を受けた者：認定証の写し並びに運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面

- 5 運搬車を用いて産業廃棄物の運搬を行う場合には、運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいうように表示し、かつ、当該運搬車に規則で定める書面を備え付けておくこと。

表11-4 (運搬車を用いる場合の表示、書面) 規則第7条の2の2

(表示) ・車体の両側面に鮮明に表示することにより行うこと。	
産業廃棄物収集運搬車	→140ポイント以上
氏名又は名称	→90ポイント以上
許可番号 (自社運搬は表示規定なし)	→90ポイント以上
<p>備考 1 識別しやすい色の文字で表示すること。 2 「産業廃棄物収集運搬車」の文字は140ポイント以上、それ以外の文字及び数字は90ポイント以上の大ささとすること。 3 許可番号は下6けたに限る。 4 法第15条の4の2第1項又は法第15条の4の4第1項の認定を受けた者は、認定番号。 ※ 法第15条の4の3第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨、認定番号及び当該認定に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称（規則第12条の12の13）。</p>	
<p>(書面) ・事業者：「氏名又は名称及び住所」、「産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)の種類及び数量」、「積載日、積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」、「運搬先事業場の名称、所在地及び連絡先」 ・産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)収集運搬業者 :「収集運搬業許可証の写し及びマニフェスト」 ※電子マニフェストを使用している場合は、収集運搬業許可証の写し及び電子マニフェスト使用証並びに「産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)の種類及び数量」、「排出事業者の氏名又は名称」、「積載日、積載した事業場の名称及び連絡先」、「運搬先事業場の名称及び連絡先」(下線部は電磁的記録を連絡設備等で直ちに表示できる場合は不要) ・法第15条の4の2(又は第15条の4の4)第1項の認定を受けた者：認定証の写し ・法第15条の4の3第1項の認定を受けた者：認定証の写し並びに運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面</p>	

- 6 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。

- 7 産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。

- (1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- (2) 積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- (3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

- 8 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

- 9 産業廃棄物の保管は産業廃棄物の積替え（以下の基準に適合する場合に限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- (3) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

- 10 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

- (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
- (イ) 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- (ロ) 次により、見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
- 縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次の事項を表示したものでなければならない。
- ① 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨）
 - ② 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ③ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、産業廃棄物を積み上げることができる高さのうち最高のもの。表11-2（積み上げ高さの基準）を参照のこと。
 - ④ 当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量。この項(4)を参照のこと。

産業廃棄物の積替保管施設	
産業廃棄物の種類	
管理者の氏名又は名称及び連絡先	
保管上限高さ	
保管上限量	

- (2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次のとおり措置を講ずること。
- (イ) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- (ロ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、表11-2（積み上げ高さの基準）を超えないようにすること。
- (ハ) その他必要な措置
- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 当該保管する産業廃棄物の数量が次の場合を除き、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
- (イ) 船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であって、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る積替えのための保管上限(平均的な搬出量の7日分)を上回るとき
- (ロ) 使用済自動車等を保管する場合

11 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

（2）特別管理産業廃棄物の収集運搬基準（令第6条の5第1項第1号）

- 1 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬は、次のように行うこと。
 - (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、流出しないようにすること。
 - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 3 船舶を用いて特別管理産業廃棄物の運搬を行う場合には、表11-3により特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に表11-3の事項に関する書面を備え付けておくこと。
- 4 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬はその他、次によること。

- (1) 特別管理産業廃棄物による人の健康または生活環境に係る被害が生じないようにすること。
 - (2) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区別して収集し、又は運搬すること。
 - ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りでない。
- 5 運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、並びに悪臭が漏れるおそれがないものであること。
- 6 運搬用のパイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。ただし、消防法第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第3号に規定する移送取扱所において収集又は運搬をする場合はこの限りでない。
- 7 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類、当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合はこの限りでない。
- 8 運搬車の車体の外側に、表11-4により、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、規定の書面を備え付けておくこと。
- 9 感染性産業廃棄物、廃P C B等、P C B汚染物若しくはP C B処理物又は廃水銀等の収集又は運搬を行う場合には、次によること。
- (1) 密閉できること。
【廃P C B等、P C B汚染物若しくはP C B処理物の場合】
 - (2) 密閉できることその他のP C Bの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - (3) 収納しやすいこと。
 - (4) 損傷しにくいこと。
- 10 特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
- (1) 積替えの場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - (2) 積替えの場所にはねずみが生息し、蚊及びはえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - (3) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の積替えの場所であること、積替える特別管理産業廃棄物の種類、積替えの場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先の表示がされている場所で行うこと。
 - (4) 積替えの場所には、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合には、この限りでない。
 - (5) その他の種類ごとに次のとおり措置を講ずること。
 - ① 特別管理産業廃棄物である廃油、P C B汚染物又はP C B処理物にあっては、容器に入れ密封すること。その他当該廃油又はP C B汚染物若しくはP C B処理物に係るP C Bの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、P C B汚染物又はP C B処理物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
 - ② P C B汚染物で環境大臣が定めるものにあっては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。
 - ③ P C B汚染物又はP C B処理物にあっては当該P C B汚染物又はP C B処理物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
 - ④ 廃水銀等にあっては、容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
 - ⑤ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあっては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置を講ずること。

- 11 特別管理産業廃棄物の保管は特別管理産業廃棄物の積替え（以下の基準に適合する場合に限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。ただし廃P C B等、P C B汚染物及びP C B処理物はこの限りでない。
- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - (2) 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - (3) 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- 12 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
- (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - ① 周囲に囲い（保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接当該囲いに係る構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - ② 次に定めるところにより、見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他特別管理産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
 - 縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
 - (イ) 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - (ロ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - (ハ) 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次に規定する高さのうち最高のもの。表11-2（積み上げ高さの基準）を参照のこと。
 - (ニ) 当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量（以下「特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限」という。）この項(6)を参照のこと。
 - (2) 保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう次に掲げる措置を講ずること。
 - ① 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - ② 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが積み上げ高さの基準（表11-2）に定める高さを超えないようにすること。
 - ③ その他必要な措置
 - (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - (4) 保管の場所には、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りでない。
 - (5) その他の種類ごとの措置は、特別管理産業廃棄物の収集運搬基準10(5)①から⑤による。
 - (6) 当該保管する特別管理産業廃棄物の数量が、次に定める場合を除き、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
 - 船舶を用いて特別管理産業廃棄物を運搬する場合であって、当該特別管理産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が、当該特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限（平均的な搬出量の7日分）を上回るとき。

11-3 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分の基準

事業者が自らその産業廃棄物の処分を行う場合及び許可業者が委託を受けた産業廃棄物の処分又は再生を行う場合は、基準を遵守しなければなりません（令第6条又は令第6条の5）。

(1) 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）又は再生の基準（令第6条第1項第2号）

- 1 産業廃棄物の処分又は再生は、次のように行うこと。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、流出しないようにすること。

- (2) 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 産業廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないように必要な措置を講ずること。
- 3 産業廃棄物を焼却する場合には、次の構造を有する焼却設備を用いて、次の方法により焼却すること。

表11-5(1) (焼却の設備、方法の基準)

(構造) <規則第1条の7 (一般廃棄物の焼却施設構造基準を準用)>
① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が800°C以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
③ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する培焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。
⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する培焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。
(方法) <「環境大臣の定める焼却の方法」H9.8.29厚生省告示第178号>
① 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
② 煙突の先端から火炎又は日本産業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないよう焼却すること。
③ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

- 4 産業廃棄物の熱分解を行う場合には、次の構造を有する熱分解設備を用いて、次の方法により行うこと。

表11-5(2) (熱分解の設備、方法の基準)

(構造) <規則第1条の7の2 (一般廃棄物の熱分解設備構造基準を準用)>
● 「炭化水素油又は炭化物を生成する場合」と「炭化水素油又は炭化物を生成しない場合」により熱分解設備構造基準が異なる。
(方法) <「環境大臣が定める熱分解の方法」H17.1.12環境省告示第一号>
● 「炭化水素油又は炭化物を生成する場合」と「炭化水素油又は炭化物を生成しない場合」により熱分解の方法が異なる。

- 5 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

- (1) 保管は次の要件を満たす場所で行うこと。
- (i) 周囲に囲い (保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。) が設けられていること。
- (ii) 次により見やすい箇所に産業廃棄物の積み替えのための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
- 縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
- ① 保管する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
- ② 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ③ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、産業廃棄物を積み上げることができる高さのうち最高のもの。
- 表11-2 (積み上げ高さの基準) を参照のこと。
- ④ 当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量
- この項(5)を参照のこと。

産業廃棄物の保管施設	
産業廃棄物の種類	
管理者の氏名又は名称 及び連絡先	
保管上限高さ	
保管上限量	

- (2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
- (イ) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- (ロ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが表11-2(積み上げ高さの基準)に定める高さを超えないようにすること。
- (ハ) その他必要な措置
- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。
- (5) 保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に1.4を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
- 次の場合は、それぞれに定める数量を超えないようにすること。
- ① 処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であって、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る処分等のための保管上限(以下「基本数量」という。)を超えるときは、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量とを合算した数量とする。
- ② 処理施設の定期的な点検又は修理(実施時間及び期間があらかじめ定められ、かつ、その期間が7日を超えるものに限る。(以下「定期点検等」という。))の期間中に産業廃棄物を保管する場合は、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日あたりの処理能力に相当する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量とを合算した数量とする。
- ③ 廃プラスチック類の処理施設において、令第6条の11第2号に掲げる者(以下「優良産業廃棄物処分業者」という。)が、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合は、当該施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に2.8を乗じて得られる数量とする。
- ④ 建設業に係る産業廃棄物(工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片(石綿含有産業廃棄物を除く。)又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。)の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に2.8(アスファルト・コンクリートの破片にあっては7.0)を乗じて得られた数量とする。
- ⑤ 廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯指定区域内にあり、当該処理施設において、廃タイヤを11月から翌年3月までの間保管する場合は、当該施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に6.0を乗じて得られる数量とする。
- ⑥ 使用済自動車等を保管する場合は、当該保管の場所に表11-2(積み上げ高さの基準)の3及び4に規定する高さを超えない限りにおいて保管することができる数量とする。
- ⑦ ②に掲げる場合において、当該定期点検等が終了した日に保管されていた当該産業廃棄物の数量が基本数量を超えていたときにおける当該保管する産業廃棄物の数量については、当該定期点検等が終了した日の翌日から起算して60日間に限り、当該現に保管されていた数量を超えない数量とする。

- 6 特定家庭用機器産業廃棄物(特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器産業廃棄物のうち産業廃棄物をいう。)の再生又は処分を行う場合には、次の方法によること。

表11-6(特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法) <「特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」H11.6.23厚生省告示第148号>

- 特定家庭用機器産業廃棄物に含まれている鉄、アルミニウム、銅又はプラスチック(燃料以外の製品の原材料として利用することが容易なものに限る。)について当該廃棄物から鉄、アルミニウム、銅若しくはプラスチック(以下「鉄等」という。)を使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法

- 廃テレビジョン受信機（特定家庭用機器産業廃棄物）のブラウン管に含まれるガラスについて、当該廃棄物からブラウン管を分離しこれを前面部及び側面部に分割しカレットとすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法
- 廃テレビジョン受信機のプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について、当該廃棄物からこれらを分離し溶融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法
- 廃テレビジョン受信機のうち液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したものを除く。）にあっては以下に掲げる方法
 - イ 蛍光管のうち水銀又はその化合物（以下「水銀等」という。）を含むもの
 - (1) 破碎設備を用いて破碎するとともに、破碎に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(2)又は(3)のいずれかの方法（水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。以下同じ。）を当該汚泥又はばいじん1kgにつき1000mg以上含有する汚泥又はばいじんにあっては、(3)の方法）により処理する方法
 - (2) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、水銀等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
 - (3) ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
 - ロ 液晶パネルのうち砒素又はその化合物（以下「砒素等」という。）を含むもの
 - (1) 溶融設備を用いて溶融した上で固化するとともに、溶融に伴って生じる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法
 - (2) 焼成設備を用いて焼成することにより砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にするとともに、焼成に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法
 - (3) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
 - (4) 酸その他の溶媒に砒素等を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の砒素等を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、砒素等が溶出しない状態にし、又は製錬工程において砒素等を回収する方法
- 廃エアコンディショナー、廃電気冷蔵庫、廃電気冷凍庫、廃電気洗濯機又は廃衣類乾燥機又は廃電気冷蔵庫（特定家庭用機器産業廃棄物）に含まれる特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン（以下「特定物質等」という。）のうち冷媒として使用されていたものを発散しないよう回収する方法
- 廃電気冷蔵庫又は廃電気冷凍庫（特定家庭用機器産業廃棄物）の断熱材のうち特定物質等を含むものについて、次のイ、ロ又はハに掲げる方法
 - イ 当該断熱材に含まれる特定物質等を発散しないよう回収する方法
 - ロ 当該廃棄物から当該断熱材を分離し断熱材その他製品の原材料を得る方法
 - ハ 当該断熱材を焼却することにより当該断熱材に含まれる特定物質等を破壊する方法

7 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。

- (1) 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- (2) 石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として次の方法によること。ただし、収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であって次の方法により行うものについては、この限りでない。

表11-7（石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法）<「石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」H18.7.27環境省告示102号>

- 令第7条第11号の2に掲げる溶融施設において石綿が検出されないよう溶融する方法。
- 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
- 法第11条第2項の規定により市町村がその事務として産業廃棄物を処理する場合において、技術上の基準に適合する施設で維持管理の技術上の基準に従い溶融する方法。
- 石綿含有産業廃棄物を上記の方法による処理を行う設備に投入するため必要な破碎又は切断を当該処理を行う施設において行う方法（必要な要件を備えた破碎設備を用い維持管理の技術上の基準に従う方法に限る。）
- 収集又は運搬のため必要な破碎又は切断は、石綿含有産業廃棄物を排出する場所における運搬車への積込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行う方法であって、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により石綿含有産業廃棄物を湿潤化するものとする。

8 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分又は再生を行う場合には、次によること。

- (1) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (2) 以下の水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等は、処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。
- 水銀回収義務のある水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物は、2-6 廃水銀等、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物でご確認ください。
- 水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法 (H29. 6. 9環境省告示第57号)

イ 水銀使用製品産業廃棄物

- (イ) ばい焼設備によりばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
- (ロ) 水銀使用製品産業廃棄物から水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないよう必要な措置が講じられている方法
- 口 水銀含有ばいじん等、特別管理産業廃棄物の鉱さい、ばいじん及び汚泥、廃酸又は廃アルカリばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法。
- (3) 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(2) 産業廃棄物の埋立処分の基準 (令第6条第1項第3号)

(共通基準)

- 1 産業廃棄物の埋立処分は、次のように行うこと。
- (1) 産業廃棄物が飛散し、流出しないようにすること。 (令第3条第1号イ)
- (2) 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 (令第3条第1号イ (2))
- 2 産業廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないように必要な措置を講ずること。 (令第3条第1号ロ)
- 3 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。 (令第3条第3号ニ)
- 4 埋立処分を終了する場合には、次によるほか、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。 (令第3条第3号ホ)
- 埋め立てる産業廃棄物 (熱しやすく減量15%以下に焼却したもの) の一層の厚さは、おおむね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと。ただし、埋立地の面積が10,000m²以下又は埋立容量が50,000m³以下の埋立処分 (以下「小規模埋立処分」という。) を行う場合は、この限りでない。
- 5 その他埋立処分は次のように行うこと。
- (1) 次の産業廃棄物 (以下「安定型産業廃棄物」という。表11-8) 以外の産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと。

表11-8 (安定型産業廃棄物の種類)

- | |
|--|
| ○ 廃プラスチック類 (以下のものを除く) |
| × 自動車等破碎物 (自動車(原動機付き自転車を含む。)若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。)、自動車のタイヤを除く)の破碎に伴つて生じたものをいう。) |
| × 廃プリント配線板 (鉛を含むはんだが使用されているものに限る。) |
| × 廃容器包装 (固形又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるもの(有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらが混入し、又は付着したことがないものを除く。)をいう。) |
| × 水銀使用製品産業廃棄物であるもの |
| ○ ゴムくず |
| ○ 金属くず (以下のものを除く) |
| × 自動車等破碎物 |
| × 廃プリント配線板 |

- × 鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの
- × 鉛製の管又は板であって不要物であるもの
- × 廃容器包装
- × 水銀使用製品産業廃棄物であるもの
- ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴うものを除く）及び陶磁器くず（以下のものを除く）
 - × 自動車等破碎物
 - × 廃ブラン管（側面部に限る。）
 - × 廃石膏ボード
 - × 廃容器包装
 - × 水銀使用製品産業廃棄物であるもの
- がれき類
- 環境大臣指定産業廃棄物（「令第6条第1項第3号イ（6）に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物」平成18年7月27日環境省告示105号）

6 公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置が講じられていない埋立地（安定型産業廃棄物最終処分場）において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合にあっては、表11-9のいずれかの方法による措置）を講ずること。

表11-9（安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法）<「令第6条第1項第3号ロの規定に基づく工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法」

H10.6.16 環境庁告示34号>

- ① 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物を安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別して排出し、かつ、当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法
- ② 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物（前記により分別して排出されたものを除く。）を手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しやく減量を5%以下とし、かつ、当該選別の後に行う当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法

7 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所（8に掲げる有害な産業廃棄物の埋立地にあっては、有害な産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。

8 以下の産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

- ① 水銀又はその化合物を含む燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの（固型化したもので基準に適合しないもの）
- ② カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1、4-ジオキサンを含む燃え殻又はばいじん及び当該燃え殻又はばいじんを処分するため処理したもの（基準に適合しないもの）
- ③ 水銀又はその化合物を含む汚泥を処分するために処理したもの（固型化したもので基準に適合しないもの）
- ④ カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、P C B、セレン又はその化合物を含む汚泥並びに当該汚泥を処分するために処理したもの（基準に適合しないもの）
- ⑤ シアン化合物を含む汚泥を処分するために処理したもの（固型化したもので基準に適合しないもの）

9 8以外の産業廃棄物の埋立処分を行う場合は、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次の設備の設置その他次の措置を講じること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして次の措置を講じた産業廃棄物のみの埋立処分^{注1}、^{注2}を行う場合はこの限りでない。

（1）設備

- ① 産業廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）が埋立地から浸出することを防止できる遮水工
- ② 保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備（以下「保有水等集排水設備」という。）

- ③ 保有水等集排水設備により集められた保有水等に係る放流水の水質を最終処分基準省令別表第1の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させることができる浸出液処理設備
- ④ 地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備
- (2) 措置
- ① (1)-①～④に掲げる設備を設けること。ただし、次のイからニまでに掲げる場合における当該イからニまでに定める設備については、この限りでない。
- イ 埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に(1)-①と同等以上の遮水の効力を有する地層（以下「不透水性の地層」という。）がある場合：(1)-①に掲げる遮水工（不透水性の地層に係る部分に限る。）
- ロ 雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地において産業廃棄物を埋め立てる場合：(1)-②に掲げる保有水等集排水設備
- ハ 保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該埋立地以外の場所に設けられた(1)-③に掲げる浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される場合：(1)-③に掲げる浸出液処理設備
- ニ 埋立処分が終了した後、環境大臣が定める方法^{注3}により行った水質検査の結果、保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が2年以上にわたり最終処分基準省令別表第1の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に適合しており、かつ、保有水等を処理することなく放流したとしても生活環境の保全上支障が生じないものと認められる場合：(1)-③に掲げる浸出液処理設備
- ② 放流水及び周縁の地下水（埋立地からの浸出液による埋立地の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取されたものに限る。）の水質の維持を、次のとおり行うこと。
- イ 放流水の水質を最終処分基準省令別表第1の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させること。
- ロ 周縁の地下水の水質について、最終処分基準省令別表第2の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に係る水質の悪化又はダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- ハ イ及びロに掲げる基準は、環境大臣が定める方法^{注3}により検定した場合における検出値によるものとする。
- ③ その他必要な措置

注1 安定型産業廃棄物のみの埋立処分を行う場合にあっては、埋立地からの浸透水（安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。）の水質が、最終処分基準省令別表第2の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に適合していること及び生物化学的酸素要求量が20mg/L以下であること又は化学的酸素要求量が40mg/L以下であることが確認された埋立地において行うものに限る。

注2 注1に規定する浸透水の水質は、次に掲げる項目について、それぞれ次に掲げる頻度で検査すること。

(1) 最終処分基準省令別表第2の上欄に掲げる項目

1年に1回以上

(2) 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量

1月に1回（埋立処分が終了した埋立地においては、3月に1回）以上

注3 環境大臣が定める方法は次のとおり。

(1) ①-ニに掲げる保有水等及び②-イに掲げる放流水の水質の検定方法（ダイオキシン類に係るものを除く。）は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（S49.9.30環境庁告示第64号）の各号に掲げる項目ごとにそれぞれ当該各号に定める方法とする。

(2) ②-イに掲げる放流水及び②-ロに掲げる周縁の地下水の水質の検定方法（ダイオキシン類に係るものに限る。）は、日本産業規格K0312に定める方法とする。

(3) ②-ロに掲げる周縁の地下水の水質の検定方法（ダイオキシン類に係るものを除く。）は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（H9.3.13環境庁告示第10号）別表の項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄ごとに掲げる方法とする。

（個別基準）産業廃棄物の種類毎の個別基準は表11-10を参照

表11-10 (個別基準)

ばいじん若しくは燃え殻又はこれらを処分するために処理したもの	1 あらかじめ、水分添加、固形化、こん包等必要な措置 2 運搬車を洗浄する等必要な措置 3 埋立表面を土砂等で覆う等必要な措置 4 水銀又はその化合物を含むもの（特別管理産業廃棄物を除く。） あらかじめ基準に適合するものにし、又は固型化※ → 管理型最終処分場
汚泥又は汚泥を処分するために処理したもの	1 陸上埋立処分 焼却設備を用いて焼却、熱分解設備を用いて熱分解、又は含水率85%以下 → 管理型最終処分場 2 水面埋立処分 有機性汚泥は焼却設備を用いて焼却、又は熱分解設備を用いて熱分解 → 管理型最終処分場 3 水銀又はその化合物、シアノ化合物を含むもの（特別管理産業廃棄物を除く。） あらかじめ基準に適合、又は固型化※ → 管理型最終処分場 4 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含む場合（特別管理産業廃棄物を除く。） あらかじめ基準に適合 → 管理型最終処分場
廃油	タールピッチ類を除き、焼却設備を用いて焼却、又は熱分解設備を用いて熱分解 → 管理型最終処分場
廃酸・廃アルカリ	埋立処分禁止
ゴムくず	次のいずれかによること。 1 焼却設備を用いて焼却、又は熱分解設備を用いて熱分解 → 管理型最終処分場 2 最大径おおむね15cm以下に破碎、又は切断 → 安定型最終処分場
廃プラスチック類	次のいずれかによること。 1 焼却設備を用いて焼却、又は熱分解設備を用いて熱分解 → 管理型最終処分場 2 中空の状態でないこと、かつ、最大径おおむね15cm以下に破碎、切断、溶融設備を用いて溶融加工 → 安定型最終処分場
自動車等破碎物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破碎に伴って生じたもの）	・埋立を行う場合には安定型最終処分場への埋立不可 → 管理型最終処分場 ・電気機械器具とは、電気を利用して作動する機械器具をいう。 (例：家電リサイクル法対象品目、小型家電リサイクル法対象品目、太陽光パネル等)
廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの（有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらが混入し、又は付着したことがないものを除く。）	廃プラスチック類又はガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずであって、有害物質又は有機性の物質(例えば、食品、油等の有機性の汚濁の原因となる物質)と接触しないように使用され、又は排出前に十分洗浄されたこと等により、これらの物質の混入又は付着がないように分別して排出され、かつ、処分されるまでの間これらの物質が混入又は付着したことがないもの → 安定型最終処分場
廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）	埋立を行う場合には安定型最終処分場への埋立不可 → 管理型最終処分場
鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの又は鉛製の管又は板であって不要物であるもの	埋立を行う場合には安定型最終処分場への埋立不可 → 管理型最終処分場
廃ブラウン管（側面部に限る。）	埋立を行う場合には安定型最終処分場への埋立不可 → 管理型最終処分場
廃石膏ボード	埋立を行う場合には安定型最終処分場への埋立不可 → 管理型最終処分場
腐敗物 (①～⑥に掲げるものであって、熱しやすく減量15%以下に焼却したもの及びコンクリート固型化を行ったものの以外のもの。)	一層の厚さはおおむね3m以下、かつ、一層ごとに表面をおおむね50cm覆土。 (おおむね40%以上が腐敗物であるものは、一層の厚さがおおむね50cm以下) 小規模埋立処分（埋立地の面積10,000m ² 又は容積50,000m ³ 以下）を行う場合はこの限りでない。 ①有機性の汚泥、②動植物性残さ、③動物系固体不要物、④家畜ふん尿、⑤動物の死体 ⑥上記の廃棄物を処分するために処理したもの
感染性産業廃棄物の処分又は再生により生じたもの	1 焼却したことにより生じた廃棄物 (1) 感染性がないよう焼却 (2) 液状のものについては、埋立処分禁止 (3) 泥状のものについては、含水率85%以下 → 管理型最終処分場 2 溶融加工したことにより生じた廃棄物

	<p>(1) 感染性がないよう溶融加工 (2) 液状又は泥状のものについては、1-(2)、(3)による 3 減菌又は消毒したことにより生じた廃棄物 (1) 感染性がないよう減菌又は消毒 (2) 液状又は泥状のものについては、1-(2)、(3)による</p>
廃石綿等を処分又は再生したことにより生じたもの	<p>1 令7条第11号の2の溶融施設で廃石綿等の溶融を行ったことにより生じた廃棄物（次の2に規定するばいじんを除く）は、基準（石綿が検出されないこと）に適合するよう溶融されていること。 2 令7条第11号の2の溶融施設で廃石綿等の溶融を行ったことにより生じたばいじんは、基準（石綿が検出されないこと）に適合するよう溶融され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。 3 法第15条の4の4第1項の認定に係る廃石綿等の無害化処理を行ったことにより生じた廃棄物（次の4に規定するばいじんを除く）は、基準（石綿が検出されないこと）に適合するよう当該無害化処理の方法により処理されていること。 4 法第15条の4の4第1項の認定に係る廃石綿等の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんについては、基準（石綿が検出されないこと）に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。</p>
石綿含有産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じたもの	<p>1 令7条第11号の2の溶融施設で石綿含有産業廃棄物の溶融を行ったことにより生じた廃棄物（次の2に規定するばいじんを除く）は、基準（石綿が検出されないこと）に適合するよう溶融されていること。 2 令7条第11号の2の溶融施設で石綿含有産業廃棄物の溶融を行ったことにより生じたばいじんは基準（石綿が検出されないこと）に適合するよう溶融され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。 3 法第15条の4の4第1項の認定に係る石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じた廃棄物（次の4に規定するばいじんを除く）は、基準（石綿が検出されないこと）に適合するよう当該無害化処理の方法により処理されていること。 4 法第15条の4の4第1項の認定に係る石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんについては、基準（石綿が検出されないこと）に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。 5 令7条第11号の2の溶融施設で石綿含有産業廃棄物の溶融を行うための破碎又は切断を行ったことにより生じた粉じんは、基準（石綿が検出されないこと）に適合するよう溶融され、又は粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。 6 法第15条の4の4第1項の認定に係る石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行うための破碎又は切断を行ったことにより生じた粉じんについては、基準（石綿が検出されないこと）に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又は粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。</p>
特定家庭用機器産業廃棄物	あらかじめ、表11-6（特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法）により処理 → 管理型最終処分場
石綿含有産業廃棄物	<p>1 最終処分場（第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行う。 2 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずる。</p>
廃P C B等、P C B汚染物、P C B処理物の処分又は再生により生じたもの	<p>I 廃P C B等 1 脱塩素化反応、光化学反応による分解で生じた廃棄物 (1) P C Bが十分に分解 (2) 廃油については、焼却設備を用いて焼却 (3) 液状のものについては、埋立処分禁止 (4) 泥状のものについては、P C Bが溶出しないよう処理、かつ、含水率85%以下 2 水熱酸化反応、熱化学反応、プラズマ反応による分解で生じた廃棄物 1-(1)、(3)、(4)による</p> <p>II P C B汚染物 (1) 固形状のものについては、P C Bを十分に除去 (2) 廃油についてはI-1-(2)による (3) 液状又は泥状のものについては、I-1-(3)、(4)による</p> <p>III P C B処理物 (1) 脱塩素化反応、水熱酸化反応、熱化学反応、光化学反応により分解されたものについては、P C Bが十分に分解 (2) 固形状のものについては、II-(1)による (3) 廃油についてはI-1-(2)による (4) 液状又は泥状のものについては、I-1-(3)、(4)による</p>

※ 金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準は次のとおり。

① 結合材は、水硬性セメントであることとし、その配合量は、コンクリート固型化物150kg/m³以上であること。

- ② コンクリート固型化物の強度は、埋立処分を行う際ににおける一軸圧縮強度が $\geq 0.98\text{ MPa}$ 以上であること。この場合において、当該一軸圧縮強度は、日本産業規格A 1 1 3 2に定める方法により作成した直径5cm、高さ10cmの供試体について、日本産業規格A 1 1 0 8に定める方法により測定するものとする。
- ③ コンクリート固型化物の形状及び大きさは、次のとおりであること。
- イ 体積 (cm³) と表面積 (cm²) との比が1以上であること。
 - ロ 最大寸法と最小寸法との比が2以下であること。
 - ハ 最小寸法が5cm以上であること。

※ 特別管理産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理してください。

(3) 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）又は再生の基準
(令第6条の5第1項第2号)

この基準に従って処分（中間処理）され、特別管理産業廃棄物ではなくなった廃棄物については、通常の産業廃棄物として収集、運搬、処分又は再生できます。

以下の5から11までの処分方法は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」（平成4年7月3日厚生省告示第194号）により規定されています。

- 1 特別管理産業廃棄物の処分は、次のように行うこと。
 - (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、流出しないようすること。
 - (2) 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 特別管理産業廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 3 特別管理産業廃棄物を焼却、熱分解する場合は、表11-5(1)(2)により行うこと。
- 4 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- 5 特別管理産業廃棄物である廃油の処分又は再生は、当該廃油による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として以下の方法により行うこと。
 - ① 焼却設備を用いて焼却する方法
 - ② 蒸留設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても燃焼しにくいものとして、特別管理産業廃棄物である廃油でなくする方法
- 6 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリの処分又は再生は、これらの廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として以下の方法により行うこと。
 - ① 中和設備を用いて中和する方法
 - ② 焼却設備を用いて焼却する方法
 - ③ イオン交換を行う設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても水素イオン濃度指数を2.0より大きく、12.5より小さくすることができる方法
- 7 感染性産業廃棄物の処分又は再生は、以下の方法により行うこと。
 - ① 焼却設備を用いて焼却する方法
 - ② 溶融設備を用いて溶融する方法
 - ③ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（令別表第1の4の項の中欄に掲げる施設（病院等）以外においては、さらに破碎する等滅菌したことが明らかとなるような措置を講じたもの）
 - ④ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法（令別表第1の4の項の中欄に掲げる施設（病院等）以外においては、さらに破碎する等消毒したことが明らかとなるような措置を講じたもの）
 - ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他の法令により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則その他の法令に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法
- 8 廃PCB等の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを分解する方法として以下の方法により行うこと。
 - ① 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりPCBを分解する方法
 - ② 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法
 - ③ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法
 - ④ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりPCBを分解する方法
 - ⑤ プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりPCBを分解する方法

- ⑥ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
- 9 PCB汚染物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを分解する方法として以下の方法により行うこと。
- (1) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずの場合
 - ① 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法
 - ② 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法
 - ③ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法
 - ④ 溶融分解方式の反応設備を用いて溶融化学反応によりPCBを分解する方法
 - ⑤ 洗浄設備を用いて溶剤によりPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法
 - ⑥ 分離設備を用いてPCBを除去する方法
 - ⑦ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
 - (2) 廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又はがれき類の場合
 - ① 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法
 - ② 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法
 - ③ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法
 - ④ 溶融分解方式の反応設備を用いて溶融化学反応によりPCBを分解する方法
 - ⑤ 洗浄設備を用いてPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法
 - ⑥ 分離設備を用いてPCBを除去する方法
 - ⑦ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
- 10 PCB処理物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを分解する方法として以下の方法により行うこと。
- (1) 廃油、廃酸又は廃アルカリの場合
 - ① 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりPCBを分解する方法
 - ② 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法
 - ③ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法
 - ④ 溶融分解方式の反応設備を用いて溶融化学反応等によりPCBを分解する方法
 - ⑤ プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりPCBを分解する方法
 - ⑥ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
 - (2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずの場合
 - ① 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法
 - ② 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法
 - ③ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法
 - ④ 溶融分解方式の反応設備を用いて溶融化学反応によりPCBを分解する方法
 - ⑤ 洗浄設備を用いて溶剤によりPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法
 - ⑥ 分離設備を用いてPCBを除去する方法
 - ⑦ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
 - (3) 廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又はがれき類の場合
 - ① 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法
 - ② 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法
 - ③ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法
 - ④ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりPCBを分解する方法
 - ⑤ 洗浄設備を用いてPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法
 - ⑥ 分離設備を用いてPCBを除去する方法
 - ⑦ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
 - (4) 上記以外の場合
 - ① 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりPCBを分解する方法
 - ② 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法
 - ③ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法
 - ④ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法
 - ⑤ 溶解分解方式の反応設備を用いて溶融反応によりPCBを分解する方法
- 11 廃石綿等の処分又は再生は、以下の方法により行うこと。
- (1) 令第7条第11号の2に掲げる溶融施設において石綿が検出されないよう溶融する方法

(2) 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法

12 水銀の回収等の対象となる特別管理産業廃棄物（鉛さい、ばいじん又は汚泥：水銀を1kgにつき1000mg以上含有するもの、廃酸又は廃アルカリ：水銀を1Lにつき1000mg以上含有するもの）の処分又は再生は、産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）又は再生の基準8(1)及び(2)によること。

13 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(イ) 周囲に囲い（保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接囲いに係る構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

(ロ) 次に定めるところにより、見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の処分等の為の保管の場所である旨、その産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

● 縦及び横それぞれ60cm以上あり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

① 保管する特別管理産業廃棄物の種類

② 保管する場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

③ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次に規定する高さのうち最高のもの。表11-2（積み上げ高さの基準）を参照のこと。

④ 当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量（以下「特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限」という。）。保管数量はこの項(7)を参照のこと。

(2) 保管場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(イ) 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(ロ) 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが積み上げ高さの基準（表11-2）に定める高さを超えないようにすること。

(ハ) その他必要な措置

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(4) 保管の場所には、特別管理産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

● ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物又は特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外のものが混入するおそれのない場合は、この限りではない。

(5) その他種類ごとに次の措置を講ずること。

(イ) 特別管理産業廃棄物である廃油、P C B汚染物又はP C B処理物にあっては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はP C B汚染物若しくはP C B処理物に係るP C Bの揮発の防止のため必要な措置及び当該廃油、P C B汚染物又はP C B処理物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

(ロ) P C B汚染物で環境大臣が定めるものにあっては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形態を変更しないこと。

(ハ) P C B汚染物又はP C B処理物にあっては当該P C B汚染物又はP C B処理物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

(ニ) 廃水銀等にあっては、容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

(ホ) 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあっては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置を講ずること。

(6) 当該特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管してはならない。

(7) 保管する特別管理産業廃棄物の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

(4) 特別管理産業廃棄物の埋立処分の基準（令第6条の5第1項第3号）

(共通基準)

- 1 特別管理産業廃棄物の埋立処分は、次のように行うこと。
 - (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 特別管理産業廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生ずるおそれないように必要な措置を講ずること。
- 3 埋立処分は地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。
- 4 埋立地にはねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 5 埋立処分を終了する場合には、次によるほか、生活環境保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。
 - 埋め立てる特別管理産業廃棄物（熱しやすく減量15%以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね3m以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。
- 6 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- 7 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃棄物の処分の場所（8に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地にあっては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。
- 8 以下に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。
 - (1) 水銀又はその化合物を含む燃え殻、ばいじんを処分するために処理したもの（固形化したもので規則で定める基準に適合しないもの）
 - (2) カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含む燃え殻、ばいじん並びにこれらを処分するために処理したもの。（規則で定める基準に適合しないもの）
 - (3) 水銀又はその化合物を含む汚泥を処分するために処理したもの。（固形化したもので規則で定める基準に適合しないもの）
 - (4) カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、P C B、セレン又はその化合物を含む汚泥並びにこれを処分するために処理したもの。（規則で定める基準に適合しないもの）
 - (5) シアン化合物を含む汚泥を処分するために処理したもの（固形化したもので規則で定める基準に適合しないもの）
 - (6) 廃水銀等を処分するために処理したもの（規則で定める基準に適合しないもの）
 - (7) 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含む鉛さい及びこれらを処分するために処理したもの（規則で定める基準に適合しないもの）
- 9 8以外の特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う場合は、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な規則で定める設備の設置その他の規則で定める措置を講じること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた特別管理産業廃棄物のみの埋立処分を行う場合はこの限りでない。

(個別基準)

特別産業廃棄物の種類ごとの個別基準は表11-11参照

表11-11 (個別基準)

有 害 産 業 廃 棄 物	汚泥又は汚泥を処分するために処理したもの	1 共通基準 焼却設備を用いて焼却、熱分解設備を用いて熱分解、又は含水率85%以下 2 水銀又はその化合物、シアン化合物を含むもの 環境大臣が定める方法により固型化 → (適) → 管理型最終処分場 → (不適) → 遮断型最終処分場 3 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1、2-ジクロロエタン、1、1-ジクロロエチレン、1、1、1-トリクロロエタン、シス-1、2-ジクロロエチレン、1、1、2-トリクロロエタン、1、3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1、4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの あらかじめ基準に適合 → 管理型最終処分場
	腐敗物 ^注	表11-10 (個別基準) の腐敗物の基準による 注: 有機性の汚泥又はこれを処分するために処理したものであって、熱しやすく減量15%以下に焼却したもの及びコンクリート固型化を行ったもの以外のもの
	燃え殻又はばいじん若しくはこれらを処分するために処理したもの	1 共通基準 (1) あらかじめ、水分添加、固形化、こん包等必要な措置 (2) 運搬車を洗浄する等必要な措置 (3) 埋立表面を土砂等で覆う等必要な措置 2 水銀又はその化合物を含むもの 大臣が定めるところにより固型化 → (適) → 管理型最終処分場 → (不適) → 遮断型最終処分場 3 ダイオキシン類を含むもの あらかじめ基準に適合 → 管理型最終処分場
廃PCB等		あらかじめ焼却設備を用いて焼却 → (適) → 管理型最終処分場
PCB汚染物 PCB処理物		あらかじめ、次のいずれかの方法によること。 1 PCBを除去すること。 2 焼却設備を用いて焼却 → (適) → 管理型最終処分場 3 PCBを除去することにより生じたPCB液及びPCBを含む洗浄液は上記1又は2の基準に従つて処理し、PCBを含まない洗浄液は廃油として処理すること。
廃石綿等		1 あらかじめ固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重に梱包 2 許可を受けた最終処分場内の一定の場所に分散しないよう埋立 3 埋立地の外に飛散流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること
廃油		あらかじめ焼却設備を用いて焼却、又は熱分解施設を用いて熱分解 → 管理型最終処分場
廃酸 廃アルカリ 感染性産業廃棄物		埋立処分禁止

(備考) 埋立処分の基準中 (適) は金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に適合することを示し、(不適) は同基準に適合しないことを示す。

産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処分業許可手続き

1.2 産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処分業許可手続き

適正化条例第14条、要綱に基づく産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処分業の許可手続きは表1-2のとおりです。

表1-2 産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処分業の許可事務手続き

	第一種施設 政令第7条の2 に定める施設 設置手続	第二種施設 第一種施設以外 の政令第7条施設 設置手続	第三種施設 処分業の 処理施設 設置手続
① 立地計画概要説明会の実施	○	○	○
② 立地計画概要書の提出	○	○	○
③ 住民説明会、計画の縦覧などの実施	○	△	△
④ 施設計画等協議書の提出	○	○	○
⑤ 試験研究	▲	▲	▲
⑥ 生活環境影響調査の実施	○	○	—
⑦ 申請内容説明会の実施、報告書の公開	○	—	—
⑧ 生活環境保全協定の締結	▲	▲	▲
⑨ 産業廃棄物処理施設設置許可申請	○	○	—
⑩ 告示・縦覧等の実施	○	○	—
⑪ 施設設置の許可	○	○	—
⑫ 工事着工	許可後	許可後	—
⑬ 使用前検査申請・工事完了報告	○	○	△
⑭ 県の検査・確認	○	○	○
⑮ 業の許可申請	○	○	○
⑯ 業の許可	○	○	○

凡例 ○：必要 △：一部必要 ▲：必要と認めるとき —：不要

- 宮城県においては、法に係る規定の他に適正化条例及び要綱を定めて施設設置計画の関係法令との調整その他適正な指導及び助言を行うとともに事業者と地域住民等との相互理解のための意見調整を行っています。
表1-3-1の産業廃棄物処理施設に限らず、全ての産業廃棄物を処理する施設（積替保管施設などを除く。）が対象となります。詳しくは最寄りの保健所又は県庁廃棄物対策課まで問い合わせください。
- 宮城県では、要綱により、県内で排出される産業廃棄物の埋立処分を優先し、県外で排出される産業廃棄物の県内での埋立処分を抑制しています。

処理施設関係

13 産業廃棄物処理施設

13-1 産業廃棄物処理施設設置の許可

「産業廃棄物処理施設」とは、令第7条各号に列挙されている中間処理施設及び最終処分場を指しており、業として、又は自ら処理をするためにその施設を設置する場合は、知事の許可を受けなければなりません。また、施設設置者が遵守すべき基準があります。

表13-1 産業廃棄物処理施設の種類（令第7条）

施設の種類		処理能力
中間処理施設	1 汚泥の脱水施設	10m ³ /日を超えるもの
	2 汚泥の乾燥施設	10m ³ /日を超えるもの（天日乾燥は100m ³ /日を超えるもの）
	3 汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設	5m ³ /日を超えるもの 200kg/時間以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの
	4 廃油の油水分離施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設を除く。）	10m ³ /日を超えるもの
	5 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設を除く。）	1m ³ /日を超えるもの 200kg/時間以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの
	6 廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日を超えるもの
	7 廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超えるもの
	8 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設	100kg/日を超えるもの 火格子面積2m ² 以上のもの
	8-2 木くず又はがれき類の破碎施設	5t/日を超えるもの
	9 有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	
	10 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	
	10-2 廃水銀等の硫化施設	
	11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	
最終処分場	11-2 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	
	12 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	
	12-2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	
	13 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
最終処分場	13-2 産業廃棄物の焼却施設（3、5、8、12の焼却施設を除く。）	200kg/時間以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの
	14 イ 有害な産業廃棄物の埋立地（遮断型最終処分場）	
	ロ 廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の埋立地（安定型最終処分場）	表11-8（安定型産業廃棄物の種類）に記載のものを埋め立てられます。
ハ イ及びロ以外の産業廃棄物の埋立地（管理型最終処分場）		

※数字は法第15条第4項により許可申請にあたり縦覧等を要する産業廃棄物処理施設

13-2 産業廃棄物処理施設の設置手続き及び許可基準

産業廃棄物処理施設設置の許可を受ける際には、「12 産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処分業の許可手続き」の手続きを行います。手続きの詳細は県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/shisetsu.html>

次の事項のいずれにも適合していると認められないと、許可がされません。（法第15条の2）

- ① その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が産業廃棄物処理施設の技術上の基準（13-3 施設の技術上の基準、維持管理基準参照）に適合していること。
 - ② その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画がその産業廃棄物処理施設の周辺地域の生活環境の保全及び下記の施設について適正な配慮がなされたものであること。
 - その施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設（例えば病院、保育所、幼稚園、学校など）
 - ③ 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。
 - 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
 - ④ 申請者が法第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。（表14-2 参照）
- ※ その他、許可の申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によって、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設が過度に集中し、大気環境基準の確保が困難になると知事が認めるときは、許可されない場合があります。

13-3 施設の技術上の基準、維持管理基準

産業廃棄物処理施設は、技術上の基準に従つたものでなければならず、また、産業廃棄物処理施設の設置者は、維持管理基準に従つた維持管理をしなければなりません。

最終処分場を除く産業廃棄物処理施設の構造基準、維持管理基準の各施設共通基準は以下のとおりです。なお、この他に施設の種類ごとに個別基準が定められているほか、本県独自の基準もありますので、詳細は、別途御確認願います。

表13-2 最終処分場を除く産業廃棄物処理施設の技術上の基準（規則第12条）

共通基準
1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
2 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
3 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり又は必要な設備が設けられていること。
4 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

- 5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- 6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

※施設ごとの基準は、規則第12条の2による。また本県独自の基準として、「産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準（平成2年4月1日制定）」を定めています。

表13-3 最終処分場を除く産業廃棄物処理施設の維持管理基準（規則第12条の6）

共通基準
<p>1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</p> <p>2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p> <p>3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。</p> <p>5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>6 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p> <p>7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p> <p>8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</p> <p>9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。</p>

※施設ごとの基準は、規則第12条の7による。また本県独自の基準として、「産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準（平成2年4月1日制定）」を定めています。

13-4 定期検査

法第15条の2の2第1項により、産業廃棄物処理施設の設置者は、あらかじめ申請の上、技術上の基準（法第15条の2）に適合しているかどうかについて検査を受けなければなりません。

定期検査の期間は、法第15条の2第5項（準用する場合を含む）の使用前検査を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3ヶ月以内です。

13-5 変更、承継、廃止等の諸手続き

① 変更許可（法第15条の2の6）

処理する産業廃棄物の種類、処理施設の処理能力（最終処分場にあっては埋立処分場所の面積及び埋立容量）、処理施設の位置、構造等の設置に関する計画、処理施設の維持管理に関する計画に係る変更をしようとするときは、変更の許可を受けなければなりません。ただし、次のいづれにも該当しない場合はこの限りではありません。

イ 処理能力が10%以上増大することとなるもの。

ロ 処理施設の位置及び処理方式の変更

ハ 処理施設の構造及び設備の変更であって、産業廃棄物の種類に応じ次の設備に係る変更

産業廃棄物処理施設種類	設備	産業廃棄物処理施設種類	設備
脱水施設	脱水機	シアン分解施設	熱分解設備又は分解槽
乾燥施設	乾燥設備	石綿溶融施設	溶融炉又は破碎設備
焼却施設	燃焼室	PCB分解施設	反応設備
油水分離施設	油水分離設備	PCB洗浄・分離施設	洗浄設備又は分離設備
中和施設	中和槽	遮断型最終処分場	外周仕切設備
破碎施設	破碎機	安定型最終処分場	擁壁又はえん堤
コンクリート固型化施設	混練設備	管理型最終処分場	遮水層又は擁壁若しくはえん堤
ばい焼施設	ばい焼室		

- ニ 処理施設の構造及び設備の変更であって、その変更に伴って排ガスの性状、放流水の水質、その他の生活環境への負荷に関する数値が変化することにより生活環境への負荷を増大させることになるもの。
- ホ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）の変更で、排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更
- ヘ 維持管理に関する計画の変更（生活環境保全のため達成することとした数値の変更であつて、その変更によって周辺地域の生活環境影響が減少する場合又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度が高くなる場合を除く。）

※ 変更許可の手続きは、基本的には新規許可と同様ですが、別途御相談ください。

② 軽微変更等届出（法第15条の2の6第3項－規則第12条の10の2）

次の事項等に該当する変更した場合は、遅滞なくその旨を知事に届出をしなければなりません。

- イ ①イ～ヘまでに該当しない変更
- ロ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ハ 焼却施設にあっては焼却灰の処分方法
- ニ 油水分離施設、中和施設、シアン分解施設にあっては汚泥等の処分方法
- ホ 廃水銀等の硫化施設にあっては、廃水銀等の硫化処置に伴い生ずる廃棄物の処分方法
- ヘ 石綿溶融施設にあっては溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
- ト 最終処分場にあっては埋立処分の計画及び災害防止のための計画
- チ 処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- リ 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- ヌ 許可を受けた者に係る法定代理人、役員、100分の5以上株式を有する株主、使用人の変更

③ 廃止、休止、再開の届出（法第15条の2の6第3項－規則第12条の10の2）

産業廃棄物処理施設を廃止したとき、若しくは休止し、若しくは休止後再開したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければなりません。

④ 謙受け・借受けの許可（法第15条の4－規則第12条の11の12）

産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、事前に知事の許可を受けなければなりません。この許可を受けた者はその産業廃棄物処理施設に係る地位を承継します。

⑤ 許可施設設置者である法人の合併・分割の認可（法第15条の4－規則第12条の11の13）

許可施設設置者が法人である場合、その法人の合併・分割の場合において、当該合併又は分

割について事前に知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその産業廃棄物処理施設を承継した法人は、許可施設設置者の地位を承継します。

⑥ 相続の届出（法第 15 条の 4 一規則第 12 条の 12）

許可施設設置者について相続があったときは、相続人はその施設の設置者の地位を承継します。

ただし、その旨を相続の日から 30 日以内に知事に届け出なければなりません。

⑦ 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例

（法第 15 条の 2 の 5）

産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（規則で定めるもの）を処理する場合、当該一般廃棄物の処理を開始する 30 日前までに知事に届け出た時は、法第 8 条第 1 項の許可（一般廃棄物処理施設設置許可）を受けないで、その産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置することができます。

⑧ 最終処分場の場合の埋立処分の終了の届出

（法第 15 条の 2 の 6 第 3 項一規則第 12 条の 11）

最終処分場に係る埋立処分が終了したときは、終了した日から 30 日以内に知事に届け出なければなりません。

⑨ 最終処分場の廃止の手続き（法第 15 条の 2 の 6 一規則第 12 条の 11 の 2）

最終処分場は、処分場の状況が廃止の技術上の基準（※）に適合していることについて知事の確認を受けたときに限り廃止することができます。廃止の確認を受けようとする場合は、知事に申請が必要です。

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省令第 1 号）

13-6 記録の公表・閲覧

法第 15 条の 2 の 3 第 2 項により、産業廃棄物処理施設の設置者は、その産業廃棄物処理施設の維持管理に関する法律に定められた事項を記録し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、当該産業廃棄物処理施設又は最寄りの事務所に備え置くことが義務付けられています。また、備え置いた記録は、当該維持管理に関する生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。

なお、記録を備え置くべき日は規則第 12 条の 7 の 4 で定められており、備え置いた日から 3 年間閲覧に供することとなっています。また、閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なく閲覧を拒んではなりません。

施設ごとの記録する事項は規則第 12 条の 7 の 2 により定められており、以下に例を示します。

① 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 燃焼室中の燃焼ガスの温度の連続測定、集じん器に流入する燃焼ガスの温度の連続測定、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定、ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合の焼成炉中の温度の連続測定についての次の事項

i 当該測定を行った位置

ii 当該測定の結果が得られた年月日

- iii 当該測定の結果
- ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日
- ニ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度（年1回以上。廃P C B等焼却施設にあっては、排気口又は排気筒から排出される排ガス中のP C B濃度を6ヶ月に1回以上、処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のP C B含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6ヶ月に1回以上）、及びばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物（6ヶ月に1回））の測定についての次の事項
- i 当該測定に係る排ガス（廃P C B等焼却施設にあっては、P C B濃度測定をする排ガス並びにP C B含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、水素イオン濃度を測定する排水）を採取した位置
 - ii 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
 - iii 当該測定の結果の得られた年月日
 - iv 当該測定の結果
- ② 最終処分場（管理型最終処分場）
- イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ロ 擁壁等の点検に関する次の事項
- i 当該点検を行った年月日及びその結果
 - ii 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- ハ 遮水工の点検に関する次の事項
- i 当該点検を行った年月日及びその結果
 - ii 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- ニ 地下水等及び放流水の水質検査に係る次の事項
- i 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所
 - ii 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日
 - iii 当該水質検査の結果の得られた年月日
 - iv 当該水質検査の結果
- ホ 地下水等又は放流水の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合の措置に関する次の事項
- i 当該措置を講じた年月日
 - ii 当該措置の内容
- ヘ 調整池の点検に関する次の事項
- i 当該点検を行った年月日及びその結果
 - ii 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- ト 浸出液処理設備の機能の状態の点検に関する次の事項
- i 当該点検を行った年月日及びその結果
 - ii 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状があると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

- チ 導水管等の凍結による損壊のおそれのある部分に有効な防凍の措置の状況に係る定期的な点検に関する次に掲げる事項
 - i 当該点検を行った年月日及びその結果
 - ii 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- リ 残余の埋立容量の測定を行った年月日及びその結果

13-7 技術管理者

法第21条により、産業廃棄物処理施設の設置者はその施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、次の資格を有する技術管理者を置かなければなりません。

技術管理者の資格は以下のとおりです。

- ① 技術士法に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る2次試験に合格した者）
- ② 技術士法に規定する技術士（①を除く）であつて1年以上廃棄物の処理に関する実務に従事した経験を有する者
- ③ 規則第8条の17第2号イ～チまでに掲げる者
- ④ ①から③と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（講習会修了者）

13-8 熱回収施設の認定

法第15条の3の3により、廃棄物処理法に基づく許可を受けた焼却施設のうち、一定の条件に適合する熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有する場合に、その施設の設置者は県知事から認定を受けることができます。

認定されると、認定業者としてPRできるほか、通常の処理基準ではなく、令第5条の4又は第7条の3で定める基準が適用されます。

認定申請の手続きや申請書様式については県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/thermal.html>

13-9 移動式産業廃棄物処理施設の設置許可

（1）移動式がれき類等破碎施設

令第7条第8号の2に掲げる産業廃棄物処理施設（木くず又はがれき類の破碎施設）のうち、移動することができるよう設計したもの（以下、移動式がれき類等破碎施設）について、排出事業者（建設工事等については元請業者）が自ら設置する場合は当分の間、設置の許可を要しないこととされています。

移動式がれき類等破碎施設を処分業の施設として、元請業者等の委託を受けて稼働しようとする場合には、法第15条第1項の許可を取得しなければなりません。

この許可手続きができるのは、次に掲げる事項全てに該当する場合のみです。

（該当しないものがある場合は、原則として稼働場所ごとの固定式許可扱いとなり、この手続きでは許可申請できません。）

- | |
|---|
| 1 工事現場及び工事と一体として管理されている仮置場内（排出現場等）において、期間を区切って設置すること。 |
| 2 生活環境影響調査の項目は騒音、振動のみで足りるとする適切な理由があること。 |

3 移動することができるように設計したものであること。

申請書様式等は県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/idou-top.html>

(2) 移動式汚泥脱水施設

令第7条第1項に掲げる産業廃棄物処理施設のうち、移動して使用できるもの（以下、「**移動式汚泥脱水施設**」）について、設置しようとする者は、法第15条第1項の許可を取得しなければなりません。

この許可手続きができるのは、次に掲げる事項全てに該当する場合のみです。

（該当しないものがある場合は、原則として稼働場所ごとの固定式許可扱いとなり、この手続きでは許可申請できません。）

- 1 排水処理施設において発生する汚泥を当該排出事業場内において処理すること。
- 2 法第15条第3項の規定に基づく周辺地域の生活環境影響調査の項目が騒音及び振動のみで足りるとする適切な理由があること。
- 3 処理後の脱離液を、処理する汚泥を排出した排水処理施設に返送すること。
- 4 3による処理後の脱離液が流入することにより排水基準に適合しない排水を排出するおそれのある場合には、当該排水処理施設から排出される汚泥を処理しないこと。

申請書様式等は県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/idou-top.html>

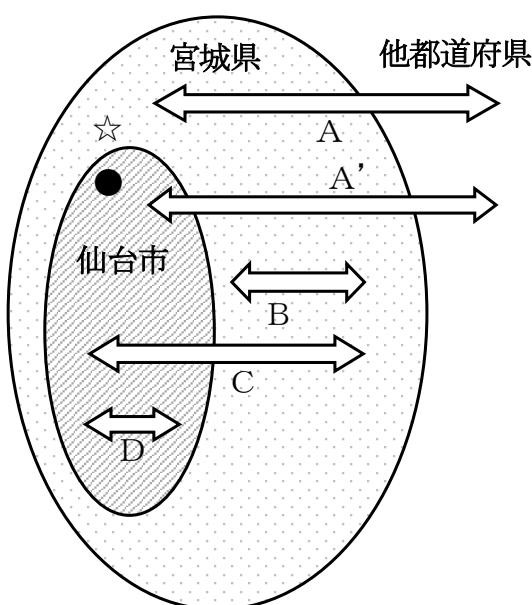
処理業関係

14 産業廃棄物処理業の許可

14-1 産業廃棄物処理業

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合には、法に基づく県知事の許可を受け、当該許可は定期的に更新しなければなりません。産業廃棄物処理業の許可は次の4種類あります。

1 産業廃棄物収集運搬業	原則として、産業廃棄物を積む場所（排出事業場又は積み替え場所）及び卸す場所（積み替え場所又は処理する施設）を所管する都道府県知事の許可が必要になります。令第27条で定める市（政令市）内で積替え保管を行う場合は当該市長の許可が必要になります。
2 特別管理産業廃棄物収集運搬業	
3 産業廃棄物処分業	産業廃棄物を処理する施設を設置する場所を所管する都道府県知事又は政令市の長の許可が必要になります。なお、移動式の施設によって処分業を営む場合は、その施設を利用する場所を所管する都道府県知事又は政令市の長の許可が必要となります。
4 特別管理産業廃棄物処分業	



収集運搬のみの場合（パターン：許可申請先）

- A : 宮城県 + 他都道府県
- A' : 原則宮城県（仙台市可）+ 他都道府県
- B、C : 宮城県
- D : 原則宮城県（仙台市可）

積替保管を含む収集運搬の場合

- ☆ 積替保管施設が宮城県にある
 - A : 宮城県 + 他都道府県
 - B : 宮城県
 - C : 宮城県
- 積替保管施設が仙台市にある
 - A' : 仙台市 + 他都道府県
 - C : 宮城県 + 仙台市
 - D : 仙台市

図14-1 収集運搬業の許可申請先パターン（詳細は御相談ください）

○「業として」とは、特定又は不特定の人が排出した廃棄物の処理を社会性をもって反復継続して行うことであり、無償で行うか、処理料金を受け取るかを問いません。

○申請の手引きや申請書様式は、県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/syuun-index.html> (収集運搬業)
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/syobun.html> (処分業)

○規則第8条の2の8、第8条の3、第9条、第10条の3で許可不要者が定められています。

○新規許可の期間は5年ですが、更新許可申請時に処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として認定されると、当該更新許可の期間は7年となります（14-3 優良産業廃棄物処理業者認定制度）。

14-2 産業廃棄物処理業等の許可基準

産業廃棄物処理業の許可申請は、次の許可基準に適合していると認められないと許可がなされません。

（1）（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可基準

イ その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

（産業廃棄物：法第14条第5項第1号—規則第10条、特別管理産業廃棄物：法第14条の4第5項第1号—規則第10条の13）

表14-1

共通事項
(施設に係る基準) ① (特別管理) 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 ② 積替施設を有する場合には、(特別管理) 産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。特別管理産業廃棄物の場合はこれに他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。 (申請者の能力に係る基準) ① (特別管理) 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (講習会修了証) ② (特別管理) 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
特別管理産業廃棄物の場合
(施設に係る基準) ① 上記共通事項 ② 特別管理産業廃棄物である廃油、廃酸又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。 ③ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。 ④ 廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。 ⑤ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。 (申請者の能力に係る基準) ① 上記共通事項

② 廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。（P C B収集運搬業作業従事者講習会修了証）
・当該廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の性状に関し特に注意すべき事項
・当該廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の性状に応じた取扱い
・事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置
・緊急時における連絡の方法

□ 申請者が次のいずれにも該当しないこと。（法第14条第5項第2号）

表14-2

① 法第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ニ 「廃棄物処理法」、「浄化槽法」、その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定に違反し、又は「刑法」第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは「暴力行為等処罰ニ関スル法律」の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ホ 法第7条の4若しくは第14条の3の2又は「浄化槽法」第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（法人である場合は、その取消し处分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から5年を経過しないものも含む。）
ヘ 法第7条の4若しくは第14条の3の2又は「浄化槽法」第41条第2項の規定により許可の取消しの处分に係る「行政手続法」第15条の規定による通知があった日からその処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は「浄化槽法」第38条第5号に該当する旨の届出をした者で、その届出の日から5年を経過しないもの
ト へに規定する期間内に一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は「浄化槽法」第38条第5号に該当する旨の届出があった場合において、への通知の日前60日以内にその届出に係る法人の役員若しくは次の使用人であった者又はその届出に係る個人の次の使用人であった者で、その届出の日から5年を経過しないもの
・本店又は支店の代表者
・継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の処理の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者
チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
③ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①又は②のいずれかに該当するもの
④ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに①又は②のいずれかに該当する者のあるもの
⑤ 個人で政令で定める使用人のうちに①又は②のいずれかに該当する者のあるもの
⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配する者（例えば、株を5%以上保有する場合、個人又は法人を支配すると認められる相当の理由があると判断される場合など）

（2）産業廃棄物処分業許可基準

申請にあたっては表12の手続きが必要です。

イ その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

（法第14条第10項第1号—規則第10条の5）

表14-3

(施設に係る基準)
① 汚泥の処分（埋立処分等を除く。）を業として行う場合には、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
② 廃油の処分（埋立処分等を除く。）を業として行う場合には、当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
③ 廃酸又は廃アルカリの処分（埋立処分等を除く。）を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。
④ 廃プラスチック類の処分（埋立処分等を除く。）を業として行う場合には、当該廃プラスチック類の処分に適する破碎施設、切断施設、溶融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
⑤ ゴムくずの処分（埋立処分等を除く。）を業として行う場合には、当該ゴムくずの処分に適する破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
⑥ その他の産業廃棄物の処分（埋立処分等を除く。）を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
⑦ 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。
⑧ 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
⑨ 海洋投入処分を業として行う場合には、産業廃棄物の海洋投入処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。
(申請者の能力に係る基準)
① 産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。（講習会修了証）
② 産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

□ 申請者が表14-2のいずれにも該当しないこと。（法第14条の4第5項第2号）

（3）特別管理産業廃棄物処分業許可基準

イ その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。
(法第14条の4第10項第1号一規則第10条の17)

表14-4

(施設に係る基準)
① 廃油の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた当該廃油の処分に適する焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であって、消火器その他の消火設備及び処分する廃油の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
② 廃酸又は廃アルカリ（シアノ化合物を含むものを除く。）の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、腐食を防止するために必要な措置が講じられた当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設であって、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
③ シアノ化合物を含む廃酸又は廃アルカリ又は当該廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する分解施設その他の処理施設であって、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
④ 感染性産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の処分に適する焼却施設その他の処理施設であって、当該施設に感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えたものを有すること。
⑤ 廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の処分に適する焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設であって、処分する廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
⑥ 廃水銀等の処分を業として行う場合には、当該廃水銀等の処分に適する硫化施設その他の処理施設であって、処分する廃水銀等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
⑦ 廃石綿等の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該廃石綿等の処分に適する溶融施設その他の処理施設を有すること。
⑧ 水銀若しくはその化合物を含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもの（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設であって、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

- ⑨ シアン化合物を含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものとの処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、処理する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- ⑩ 汚泥（⑧、⑨を除く。）の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- ⑪ その他の特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の処分に適する処理施設であって、必要な附帯設備を備えたものを有すること。
- ⑫ 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられた施設であること。
- ⑬ 特別管理産業廃棄物の埋立処分を業として行う場合は、特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場であって、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる附帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。
- ⑭ 特別管理産業廃棄物の埋立処分を業として行う場合は、当該最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあっては、その周辺の水域の水）について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。

（申請者の能力に係る基準）

- ① 特別管理産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。（講習会の修了証）
- ② 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。
- ③ 特別管理産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

□ 申請者が表14-2のいずれにも該当しないこと。（法第14条の4第10項第2号）

14-3 優良産業廃棄物処理業者認定制度

令第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号及び第6条の14第2号により、許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間において県知事により優良基準に適合することの認定を受けた者は、優良認定業者となり、当該許可の有効期間が7年に延長されるほか、以下のようなメリットがあります。優良基準の全体像は表14-5のとおりです。申請方法などは県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/yu-nin.html>

【優良認定を受けるメリット】

- 優良認定を受けることで、有効期間が7年の許可を受けることができます。
- 許可証に「優良」マークが印字されることになります。
- 優良認定・優良確認を受けた業者の情報は「産廃情報ネット（さんぱいくん）」等により、排出事業者等の関係者に広くアピールできます。
- 株式会社日本政策金融公庫の実施している「環境・エネルギー対策貸付制度」において、通常よりもさらに低利率で資金融資が受けられます。
- アニメむすび丸掲示板を使用することが認められます。

表14-5 優良基準の全体像（優良産業廃棄物処理業者認定制度運用マニュアルより引用）

基準	概要
遵法性	従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は直近の5年間において特定不利益処分を受けていないこと。

事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
環境配慮の取組	I S O14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。
電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。
財務体質の健全性	①直前3年間の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。 ②直前3年間の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 ③産業廃棄物処理業の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。

15 産業廃棄物処理業者の義務

15-1 産業廃棄物処理基準の遵守

令第6条により、処理業者は産業廃棄物の収集・運搬又は処分（再生を含む。）を行う場合は産業廃棄物処理基準（11 産業廃棄物の処理基準）に従わなければなりません。このほかに、適正化条例に基づく以下の基準が適用されます。

表15-1

○ 中間処理業者が特定中間処理産業廃棄物（汚泥又は木くずを処理することによって生じた廃棄物）を保管するときは、次に掲げる処理方法に応じ、それぞれに定める数量を超えないようにすること。 (適正化条例第12条第1項)
① 固化、混合、圧縮、破碎又は切断 当該事業場における産業廃棄物の1日あたりの処理能力に相当する数量の産業廃棄物を処理した場合に生ずる特定中間処理産業廃棄物の数量に14を乗じて得られる数量とする。
② ①に掲げる処理方法以外のもの 当該事業場における産業廃棄物の1日あたりの処理能力に相当する数量の産業廃棄物を処理した場合に生ずる特定中間処理産業廃棄物の数量に28を乗じて得られる数量とする。

15-2 特別管理産業廃棄物処理基準の遵守

令第6条の5により、処理業者は特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分（再生を含む。）を行う場合は特別管理産業廃棄物処理基準（11-2、11-3を参照ください。）に従わなければなりません。

15-3 産業廃棄物処理業に関する諸手続き

産業廃棄物処理業に関する諸手続きは、以下のとおりです。変更許可申請の手引きや申請様式・変更届出様式は県ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/syuun-index.html> (収集運搬業)
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/syobun.html> (処分業)

(1) 事業範囲の変更許可（事前）

法第14条の2又は第14条の5により、取り扱う産業廃棄物の種類を追加する場合や処分の方法など事業の内容を変更する場合は事業範囲の変更許可が必要です。あらかじめ、許可を受けた県保健所又は県庁廃棄物対策課までご相談ください。

- 例
- ・汚泥のみの収集運搬業者が廃プラスチック類を追加するとき
 - ・収集運搬業者が新たに積替え保管行為を行うとき
 - ・焼却処理のみを行う処分業者が破碎処理を追加するとき
 - ・破碎処理のみを行う処分業者が埋立処分を業として新たに行う場合

【注意！】新たに別の業を行う場合は新規の許可が必要になります。

- 例
- ・収集運搬業者が処分を新たに業として行う場合
 - ・処分業者が収集運搬を新たに業として行う場合
 - ・産業廃棄物を扱う許可を有している者が新たに特別管理産業廃棄物を扱う場合
 - ・特別管理産業廃棄物を扱う許可を有している者が新たに産業廃棄物を扱う場合

(2) 変更届（事後）

法第14第3項又は法第14条の5第3項により、事業の全部又は一部を廃止した場合や表13-2の変更事項に該当する場合は、当該廃止又は変更の日から10日（添付書類に登記事項証明書が必要である場合は30日）以内に県知事あてに変更届を提出しなければなりません。

表15-2 変更届の対象となる変更事項及び添付書類

	変更事項	添付書類	備考
共通事項	住所	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合…住民票の写し 法人の場合…商業登記事項証明書 ・位置図 ・変更前の事項を閉鎖した場合は閉鎖事項全部証明書も併せて添付 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しはマイナンバーのないもの
	事業場等(駐車場等)の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場等位置図 ・所有権（使用権限）を証する書類 ・土地の登記簿謄本 	
	氏名又は名称	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合…住民票の写し及び後見等登記事項証明書又は医師の診断書等 法人の場合…履歴事項証明書及び定款又は寄附行為の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しはマイナンバーのないもの
	法人の組織 合名会社→合資会社など	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書 ・定款又は寄附行為の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人→法人、合資会社→株式会社の変更の場合は、新たに許可が必要となる。
	法定代理人、法人の役員（役員その他法人に支配力を有する者も含む）、5%株主、使用人など	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記事項証明書（以下新たなるのみ） ・住民票の写し ・後見等登記事項証明書又は医師の診断書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しはマイナンバーのないもの ・新・旧一覧表（辞任、就任等を明示）
	事業の全部又は一部廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の全部を廃止する旨又は廃止する事項を記載した書類 	
	欠格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する欠格要件及び該当するに至った具体的理由 ・該当するに至った年月日 	
収集・運搬業	車両、船舶 (増車、更新、廃車等)	<ul style="list-style-type: none"> (以下新規分のみ) ・車検証の写し（船舶の場合は、船舶国籍証書、船舶検査証書等の写し） ・車、船舶の写真（前・横） 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両、船舶の一覧表（新・旧を明らかにすること） ・貸借する場合はその使用権を証する書類（契約書、借用書等）
	積替え・保管の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・見取図、配置図、平面図、立面図、構造図 ・施設の所有権（又は使用権原）を証する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更に係る事業計画書

処分業 (中間)	処理施設（処理能力、構造、処理方法、処理工程、設備など）	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図、立面図、断面図、構造図、配置図、設計計算書、処理工程図 ・施設の所有権（又は使用権原）を証する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更に係る事業計画書 ・他法令を満たす書類。 <p>※施設にかかる変更の場合は、処理施設の許可申請が必要になる場合があるので事前に相談してください。</p>
	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・見取図、配置図 ・施設の所有権（又は使用権原）を証する書類 	
	保管の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・見取図、配置図、平面図、立面図、構造図 ・施設の所有権（又は使用権原）を証する書類 	
処分業 (最終)	処理施設（埋立面積、埋立容量、構造など）	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、見取図 ・施設の所有権（又は使用権原）を証する書類 	
	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の地形、地質、地下水等の状況を明らかにする書類又は図面 ・施設の所有権（又は使用権原）を証する書類 	

15-4 産業廃棄物管理票の適切な運用

処理業者は、産業廃棄物の引き取りにあたっては、排出事業者から産業廃棄物管理票の交付を受け、運搬若しくは処分を終了した場合には必要事項を記載の上、排出事業者に管理票の写しを送付しなければなりません。また、排出事業者がさらにその廃棄物の運搬又は処分を他の処理業者に委託している場合は、管理票を当該処理業者に回付しなければなりません。

※マニフェスト制度については「5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）」でご確認ください。

15-5 処理困難通知

法第14条第13項及び第14項、法第14条の4第13項及び第14項により、産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として規則で定める事由が生じたときは、遅滞なく委託をした者に書面により通知し、当該通知の写しを5年間保存しなければなりません。

① 現に委託を受けている産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由

故障・事故、事業の廃止、施設の休廃止、欠格要件該当、埋め立て終了（最終処分業の場合）、行政処分を受けたこと（事業停止命令・施設使用停止命令・許可取消処分・措置命令・改善命令）により保管容量が上限に達したこと

② 通知手続き

事由が発生した日から10日以内に、委託者に対し、氏名・名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、事由の内容・発生日を記した書面で通知し、当該書面を通知日から5年間保存しなければなりません。保存は電子ファイルでかまいません。

なお、通知を受けた事業者は、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、通知を受けた日から30日以内に措置内容等報告書を都道府県知事に提出しなければなりません。（5-2 管理票交付者の講すべき措置 参照）

15-6 産業廃棄物処理の再委託禁止

法第14条第16項、法第14条の4第16項により、産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者が、委託を受けた廃棄物の処理をさらに他人に委託することは、その処理について責

任の所在を不明確にし、不法投棄等の不適正処理を誘発するおそれがあるので、原則として禁止されています。

再委託が例外的に可能なのは、廃棄物の処理責任を明確にするため、令で定める再委託基準（令第6条の12、第6条の15）に従って委託する場合であり、排出事業者の再委託承諾書が必要となります。

（例）

- ・車両や施設の故障等やむを得ない事情により、当初見込んだ処理業務が行えなくなった場合
- ・改善命令等の行政処分を受け命令履行のために必要な範囲で他人に処理を再委託する場合 等

15-7 名義貸しの禁止

法第14条の3の3、法第14条の7により、無許可業者等に対して産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者が許可証を貸与する行為（※）は、無許可営業者を助長し、廃棄物処理法の根幹をなす業の許可制度の信頼を失墜させる行為であることから禁止されています。

※名義貸しとは、無許可業者等に対して廃棄物処理業者が許可証を貸与することなどにより、外見上許可を受けた処理業者としての体裁を整えさせ、その名義をもって業を行わせることをいいます。

15-8 帳簿の記載

法第14条第17項、法第14条の4第18項により、産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の事項を記載した帳簿を備えておかねばなりません。帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに前月中の記載事項の記載を終了している必要があります。

表15-3（法第14条第17項、規則第10条の8・法第14条の4第18項、規則第10条の21）

区分	記載事項	記載の期限
収集又は運搬	産業廃棄物の種類ごとに、以下の項目 1 収集又は運搬年月日 2 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 3 受入先ごとの受入量 4 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 5 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	1、3～5 毎月末まで 2 管理票を交付又は回付された日から10日以内
運搬の委託	産業廃棄物の種類ごとに、以下の項目 1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号 4 運搬先ごとの委託量	1、2、4 毎月末まで 3 管理票に係る産業廃棄物の引渡しまで
処分	産業廃棄物の種類ごとに、以下の項目 1 受入れ又は処分年月日 2 交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 3 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量 4 処分した場合には、処分方法ごとの処分量	1、3～5 每月末まで 2 管理票を交付又は回付された日から10日以内

	5 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量	
処分の委託	<p>産業廃棄物の種類ごとに、以下の項目</p> <p>1 委託年月日</p> <p>2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号</p> <p>3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号</p> <p>4 交付した管理票ごとの、交付又は回付された受け入れた産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号</p> <p>5 交付した管理票ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>6 情報処理センターへの登録ごとの、交付又は回付された受け入れた産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号</p> <p>7 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>8 受託者ごとの委託の内容及び委託量</p>	<p>1、2、8 毎月末まで</p> <p>3～7 管理票に係る産業廃棄物の引渡しまで</p>

（備考）収集若しくは運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを見らかにすること。

15-9 処理実績・保管状況の報告

（1）処理実績報告（施行細則第6条の2第3項、第4項）

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日までの1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関して知事に報告書を提出しなければなりません。報告様式は県ホームページに掲載しています。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/houkoku-index.html>

（2）特定中間処理産業廃棄物の保管状況報告（適正化条例第12条第2項）

産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、3月31日における特定中間処理産業廃棄物（汚泥又は木くずを処理することによって生じた廃棄物）の保管量が規定量（表15-1に定める数量の1/2）以上である場合は、その年の6月30日までに保管の状況について知事に報告書を提出しなければなりません。

15-10 特別管理産業廃棄物処理業者等の特例

特別管理産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しない者のうち、感染性産業廃棄物の処理を行う者は感染性一般廃棄物の処理を、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処理を行う者は特別管理一般廃棄物である廃水銀の処理を、特別管理産業廃棄物であるばいじんの処理を行う者は特別管理一般廃棄物であるばいじんの処理を行うことができます（法第14条の4第17項）。

この場合において、これらの者は特別管理一般廃棄物処理基準に従い、特別管理一般廃棄物の処理をしなければなりません。

指導・行政処分・罰則

16 報告の徴収・立入検査

法第18条により、県は、事業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設設置者等に対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関して必要な報告を求めることがあります。

また、法第19条により、県は事業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬、処分、産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関して、帳簿書類その他の物件を検査し、又は試験の用に供するのに必要な廃棄物を無償で収去することがあります。

17 行政処分

17-1 改善命令

法第19条の3により、県は、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合、当該産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行ったもの（事業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを命ずことがあります。

17-2 措置命令

法第19条の5、第19条の6により、県は、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずことがあります。

表17 措置命令対象者

- 適正な対価を負担していないとき、不法投棄などが行われることを知り、又は知ることができたときなどの一定の要件の場合の排出事業者
- 処理基準又は保管基準に適合しない処理を行った者
- 違法な委託をした者
- 管理票義務違反者
- 処理業者等に違反を要求、依頼、教唆、幫助する者 等

17-3 収集運搬業、処分業の許可取り消し

(1) 業許可の関係（法第14条の3、法第14条の3の2、法第14条の6）

産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者が、次の事項のいずれかに該当するときは、許可を取り消されたり、事業の停止を命ぜられます。

(イ) 事業の停止

- ① 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- ② その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準（表14-1、14-3、14-4）に適合しなくなったとき。
- ③ 当該許可に付した生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。

(ロ) 許可の取消し（①～③は取消し、④は情状により取消し）

- ① 表14-2の欠格要件に該当するに至ったとき。
- ② (イ)-①に該当し特に情状が重いとき、又はその規定に基づく処分に違反したとき。
- ③ 不正の手段により許可を受けたとき。
- ④ (イ)-②又は③に該当するとき。

(2) 施設許可の関係（法第15条の2の7、法第15条の3）

産業廃棄物処理施設の構造・維持管理又はその設置者が、次の事項のいずれかに該当するときは、許可を取り消されたり、改善を命ぜられたり、使用の停止を命ぜられます。

(イ) 施設の改善、又は使用の停止

- ① 施設の構造又はその維持管理が法に規定する技術上の基準又は許可申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合していないと認めるとき。
- ② 施設設置者の能力が規則で定める基準に適合していないと認めるとき。（13-2産業廃棄物処理施設の設置許可基準-③参照）
- ③ 施設設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- ④ 当該許可に付した生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。

(ロ) 許可の取消し（①～③は取消し、④は情状により取消し）

- ① 表14-2の欠格要件に該当するに至ったとき。
- ② (イ)-③に該当し特に情状が重いとき、又はその規定に基づく処分に違反したとき。
- ③ 不正の手段により許可を受けたとき。
- ④ (イ)-①、②又は④に該当するとき。

(ハ) 許可の取消しに伴う措置（法第15条の3の2）

最終処分場について許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人（旧設置者等）は処理施設設置者と同様な規制が適用されます。処理業者は排出事業者に処理困難通知（15-5 処理困難通知参照）をしなければなりません。

18 投棄禁止と焼却禁止

18-1 投棄禁止

法第16条により、何人も、国内全域で廃棄物をみだりに投棄すること（不法投棄）が禁止されています。

18-2 焼却禁止

法第16条の2により、何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却することが禁止されています。

表18 焼却禁止の例外

- 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却（※）
規則で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却
- 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
 - ・森林業妨害虫等防除法に基づく森林病害虫の付着した木の枝の焼却
 - ・家畜伝染病予防法に基づく伝染病の罹患した家畜の死体の焼却 など
- 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして政令で定めるもの
 - ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※焼却炉を設置する場合の法の規制について解説した「廃棄物の焼却にあたって」を作成し、県ホームページで公表しておりますので参考にしてください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/haikibutsu-syoukyaku.html>

19 罰則

廃棄物処理法に違反した場合の罰則は表19のとおりです。また、法第32条により、業務において、従業者等が法違反行為をしたときは、その従業員だけでなく、雇い主である法人又は人にも罰金刑が科されることがあります（両罰規定）。

表19 廃棄物処理法違反の場合に適用される罰則

条項	違反内容	刑罰
第25条	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可営業 ・無許可変更 ①事業停止命令・措置命令違反 ②委託禁止違反 ③名義貸しの禁止違反 ④施設無許可設置 ⑤施設無許可変更 ・廃棄物の投棄禁止違反（未遂含む） ⑥受託禁止違反 ・廃棄物の焼却禁止違反（未遂含む） 	5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
第26条	<ul style="list-style-type: none"> ⑦委託基準違反・再委託禁止違反 ⑧施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 ⑨施設無許可譲受け・無許可借受け 	3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
第27条の2	<ul style="list-style-type: none"> ⑩管理票交付義務違反・記載義務違反 ⑪虚偽記載 ⑫管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 ⑬管理票回付義務違反 ⑭管理票写し保存義務違反 ⑮虚偽管理票交付等 	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
第30条	<ul style="list-style-type: none"> ⑯帳簿備付け・記載・保存義務違反 ⑰業廃止・変更届出、施設変更届出、施設相続届出義務違反 ⑱報告拒否、虚偽報告 ⑲立入検査拒否・妨害・忌避 ⑳技術管理者設置義務違反 	30万円以下の罰金
第32条 第1項第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可営業 ・無許可変更 ・廃棄物の投棄禁止違反（未遂含む） ・廃棄物の焼却禁止違反（未遂含む） 	3億円以下の罰金
第32条 第1項第2号	表中の①～⑳	それぞれの規定で定めている罰金

その他

20 産業廃棄物税

宮城県では、産業廃棄物の発生の抑制とリサイクルの推進を経済的に支援し、「循環型社会」の形成を図っていくために、平成17年4月から、県が独自に課税する法定外目的税として産業廃棄物税を導入しております。

廃棄物処理法では、「産業廃棄物は排出事業者が責任を持って自らこれを処理しなければならない。」という排出事業者責任が規定されていることから、本税の負担を排出事業者に求めております。

なお、産業廃棄物税は、令和7年度末現在で、27道府県1政令市で導入されており、東北地方では6県全てで導入されています。

宮城県の産業廃棄物税の概要等については、以下のとおりです。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 課税対象 | 県内における産業廃棄物の最終処分場への搬入 |
| (2) 納税義務者 | 排出事業者（中間処理業者を含む。） |
| (3) 税率 | 産業廃棄物の最終処分場への搬入重量1トンにつき1,000円 |
| (4) 徴収方法 | イ 最終処分業者による特別徴収
(ただし、自社処分の場合は、排出事業者による申告納付)
ロ 3か月ごとの申告納入（納付） |
| (5) 用途 | イ 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業
ロ 産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業 |

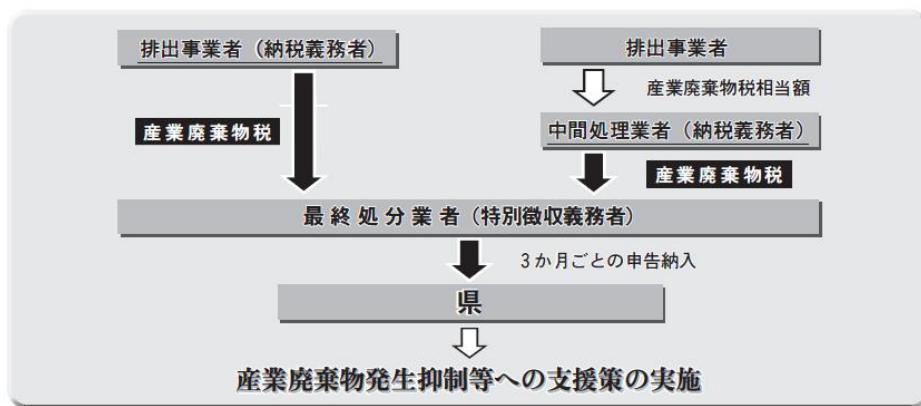


図20 産業廃棄物税の概要等

2.1 排出事業者向け出前講座について

廃棄物処理のルールについて排出事業者の皆様にさらに理解を深めていただくため、排出事業者の皆様の要望に応じて県職員が直接出向き、産業廃棄物処理におけるルールや排出事業者の役割・責任等を中心に説明を行います。

申し込み方法等については、「みやぎ出前講座」ホームページでご確認ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kohou/demae.html>

22 有害使用済機器（通称「雑品スクラップ」）について

有害使用済み機器とは、法第17条の2より、使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものとされています。

政令で定めるものとは、表21に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であって、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）となります。（令第16条の2）

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者は、事業を開始する10日前までに知事（仙台市内の場合は仙台市長）へ届出が必要です。届出様式は県ホームページで御覧ください。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/yuugaikiki.html>

表21 有害使用済機器の一覧

- 一 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- 二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 三 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- 四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したものを除く。）
 - ロ プラウン管式のもの
- 五 電動ミシン
- 六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 八 ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 十 フィルムカメラ
- 十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- 十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）
- 十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）
- 十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）
- 十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 十七 電気マッサージ器
- 十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 二十二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- 二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
- 二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
- 二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 二十六 パーソナルコンピュータ
- 二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具
- 二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- 二十九 電子書籍端末
- 三十 電子時計及び電気時計
- 三十一 電子楽器及び電気楽器
- 三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

2.3 関係法令

主な関係法令を表2.3に示します。

表2.3 廃棄物処理法関係法令

許認可項目	法令等	関係課所
大規模土地取引等における事前指導	大規模土地取引等における事前指導要綱	地域振興課
土地売買等の届出	国土利用計画法	地域振興課
浄化槽設置の届出	建築基準法 浄化槽法	建築宅地課、 廃棄物対策課、 保健所、市町村
環境影響評価の実施	環境影響評価法 環境影響評価条例	環境政策課 保健所
公害防止関係の届出	公害防止条例、水質汚濁防止法、 大気汚染防止法、騒音規制法、 振動規制法、土壤汚染対策法	環境対策課 保健所 市町村
廃棄物焼却炉のダイオキシン類対策に関する届出	ダイオキシン類対策特別措置法	廃棄物対策課、保健所
大規模開発行為に関する事前協議	大規模開発行為に関する指導要綱	自然保護課
自然公園区域内における行為の規制	自然公園法、県立自然公園条例	自然保護課
環境保全地域内における行為の規制	自然環境保全条例	自然保護課
鳥獣保護区特別保護地区内における行為の許可	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	自然保護課
特定工場の届出	工場立地法	市町村
農業振興地域農用地区域からの除外	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興課
農地の転用許可	農地法	農業振興課
漁港区域内の占用・行為の許可	漁港法	水産業基盤整備課
伐採の届出	森林法	市町村
林地開発許可等	森林法	自然保護課
保安林の指定解除等	森林法	森林整備課
法定外公共物の処理手続	国有財産法、公共物管理条例	用地課、市町村
風致地区域内における建築等の行為の許可	都市計画法	都市計画課、市町村
下水道施設等の届出	下水道法	水道経営課、都市計画課、市町村
道路区域内の工事等の許可	道路法	道路課
開発による放流協議	河川法	河川課

河川区域内の行為の許可	河川法	河川課
公有水面の埋立許可	公有水面埋立法	水産業基盤整備課、 河川課、港湾課
防災調整池の設置	防災調整池設置指導要綱	河川課
海岸保全区域内の開発行為	海岸法	農村防災対策室、 水産業基盤整備課、 河川課、港湾課
港湾区域内の開発許可	港湾法	港湾課
砂防指定地内における制限行為の許可	砂防法	防災砂防課
急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	防災砂防課
地すべり防止区域内における制限行為の許可	地すべり等防止法	農村防災対策室、 森林整備課、 防災砂防課
都市計画法による開発許可	都市計画法	建築宅地課
都市計画決定	都市計画法	都市計画課
建築確認	建築基準法	建築宅地課
宅地造成等規制法による許可	宅地造成等規制法	建築宅地課
埋蔵文化財の発掘届等	文化財保護法	文化財課
特別名勝等の現状変更許可	文化財保護法	文化財課
国有財産の引継	国有財産法	東北財務局
化製場の許可	化製場等に関する法律	食と暮らしの安全推進課
肥料登録	肥料取締法	みやぎ米推進課
飼料製造届出	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	畜産課
土地改良財産の使用許可	土地改良財産の管理及び処分に関する規則	農村整備課
土砂等の埋立て等の許可	宅地造成及び特定盛土等規制法	建築宅地課